

◆ 第 1 2 回 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会 ◆

《 会 議 録 》

主催：石狩市・厚田村・浜益村合併協議会

会場：浜益村交流センターきらり

日時：平成16年5月27日(木) 13:00～16:15

第12回 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会会議録

開催日時：平成16年5月27日(木) 13:00～16:15

開催場所：浜益村交流センターきらり

【出席委員】(敬称略)

会長 田岡 克介
副会長 牧野 健一 木村 康美

委員

工藤 榮一	加納 洋明	高田 静夫	中野 文能	堀 弘子
熊倉 正博	長原 徳治	池端 英昭	河合 雅雄	田村 嘉瑞
阿部 政二	成田 一夫	神田 一昭	岸本 正吉	羽立 福光
越智 正男	山根 利子	村重 節子	佐藤 豊治	小林 義行
浅井 秀樹	飯尾亜紀仁	小池 弓夫	坪田 清美	藤原 市子
伊藤 一治	鈴木日出男	桐山 和郎	大山 弘行	石橋 千春
佐藤 克廣	田中 宣律			

監査委員

土門 隆一 北嶋 富作

【欠席委員】(敬称略)

神崎 征治	福沢 和夫	河合 英治	佐々木友治	酒井 敏一
相原 一男	沢田 富男	後藤 崇	中村 東伍	岸本 アイ

【幹事会】

青野 誠	谷本 邁	大原 嘉弘	四宮 克	河地 良一
岡林 位和	秋村 一郎	加藤 美幸	赤間 聖司	佐々木隆哉

【行財政専門部会】

細川 修次 高野 省輝 成田 和幸 宮田 勉

【住民福祉専門部会】

加藤 光治 吉田 保雄 佐藤 正巳

【建設水道専門部会】

伊藤 高行 銚井 壽治 下野 進 小林 和悠 古川 和志

【事務局】

工藤 泰雄 清水 敬二 小西 裕史 佐々木大樹 中村 裕一
富木 則善 江部 靖 田中 匡

【傍聴者数】

16名

議事日程	
1 開 会	4 頁
2 会長挨拶	4 頁
3 協議事項	
教育管理関係（文案修正）	5 頁
認定第 1 号 平成 1 5 年度石狩市・厚田村・浜益村合併協議会 決算認定について	5 頁
協議第 1 号 上水道関係	8 頁
協議第 2 号 地域審議会の取扱い	1 0 頁
協議第 3 号 組織及び機構の取扱い	2 5 頁
協議第 4 号 職員関係	3 2 頁
協議第 5 号 電算システム関係	3 3 頁
協議第 6 号 下水道関係	3 5 頁
4 その他	
（ 1 ） 第 1 3 回会議の開催日時等について	4 2 頁
5 閉 会	4 2 頁

1. 開 会

工藤事務局長：事務局の工藤です。

それでは、ただいまより第12回石狩市・厚田村・浜益村合併協議会を開催させていただきます。

本日の日程は、配付の会議次第のとおりでございます。

初めに、合併協議会の会長であります田岡克介石狩市長よりご挨拶を申し上げます。

2. 会長挨拶

田岡会長：皆さん、こんにちは。

お忙しいところをたびたびご参加をいただきまして本当にありがとうございます。

前回と今回の間の中で何点か大きな動きがございました。ご承知のとおり、今日追加資料として皆さんに配付しております、5月19日に成立し、昨日公布されております、平成17年3月31日以降を含めた合併に関する新しい法律が出てまいりました。法律の内容は、最初の段階と若干異なる、法案修正等も含めて若干異なっておりましたが、基本的な流れは想定の中でありました。しかし、私どもの小委員会における議論の中にもよく出ておりますような問題が附帯決議として出されておりますので、今日の論議の中でも、この附帯決議というものの考え方というのが1つ新しい判断といえますか、意見の中に加わるということになるのではないかと考えております。

それから、いよいよ三位一体改革の基本方針2004というものが近く出されるというところで、このところ三位一体改革の次なる見通しという議論が非常に盛んに行われてくるようになってまいりました。麻生プランという形で、総務省が地方を守るのだという姿勢の中で出されたこのプランについても、私の目から見ると霞ヶ関の論理が行き交っていて、地方の存在というのは本当にどう理解してくれているのだろうと思わざるを得ないほど、その麻生プランで頑張りたいという気持ちと同時に、やはり地方の声がなかなか届かないというジレンマに陥っているというふうに思っております。

この法定協議会の中で、時間をかけてさまざまな議論をさせていただいている中でも、その都度、社会や国の情勢というか、政府の考え方というのが刻々と変化していくことがよくわかってまいりました。合併は財政のためではないという議論がありますが、私どもにとって財政抜きの合併議論というのもまたあり得ないと思っておりますので、今日のご議論の中でも財政というものに、三位一体改革を絡んで将来のあり方なども含めながらご議論をしていただければというふうに思っております。

今日は実際のところ、積み残してきた大きな問題の議論にいよいよ差しかかってまいりますので、私としてはできるだけ5時までには今日の予定案件を終えたいと思っておりますので、皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、会議を始めさせていただきます。

工藤事務局長：それでは、これから会議を始めるわけでございますが、規約第10条第1項の規定によりまして、委員の過半数の出席が必要となっておりますが、正副会長を含め委員45名中、現在のところ34名の出席をいただいております。定足数を超過しておりますので、会議は成立いたします。

また、規約第10条第2項の規定により、会議の議長は会長が務めることと相なっておりますので、これからの進行は会長をお願いいたしたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

田岡会長：それでは、まず会議の中身に入る前に、追加資料でお渡ししております合併関係の3法案について、従来からこの協議についての、合併の期限が延長されるということを中心に回を重ねてまいり

ました。法案が予定どおり公布されたことによりまして、合併特例債の発行など国の財政支援が受けられる合併については、平成17年3月31日までに北海道知事への申請を行い、平成18年3月31日までに合併を行ったものを正式に決まったものとするのが法的に確認されましたので、当法定協議会はもう既にそういう意図のもとに運営されているということで、法案が通ったということで、よかったと思っております。

3. 協議事項

田岡会長：それでは、本日の協議に入ります。

初めに、前回の協議で各種事務事業の取扱い（教育管理関係）について、通学区域に関する内容を修正すると。より実態に即応する内容に、もう少し幅を持たせた修正が必要ではないかというご提案が議論の中でされましたので、修正案につきまして、事務局からまず説明をさせていただきます。

事務局（中村）：事務局の中村です。よろしく申し上げます。

前回、第11回協議会において内容については確認されておりますが、一部修正することとしておりました教育管理関係につきましてご説明いたします。

議案の6ページ、7.通学区域の設定・変更の部分であります。厚田村と浜益村の境界である濃昼地区、あるいは石狩市と厚田村の境界である緑が原、虹が原地区が例として出されまして、通学区域の変更が必要なのではないかとこの意見がありましたので、「通学区域については、合併時現行のとおりとする。ただし、地域住民の要望などにより通学区域の変更が必要な場合については、十分な検討・配慮を行うものとする。」に修正しております。

以上、修正に伴う説明といたします。

田岡会長：修正部分で何かご意見ございますか。

（なしの声）

田岡会長：それでは、なければ、既に確認されておりますが、このとおり修正をさせていただきたいと思えます。

次に、認定第1号 平成15年度石狩市・厚田村・浜益村合併協議会決算認定について協議を行います。

事務局より説明をいたします。

小西事務局参事：事務局の小西と申します。よろしくお願いいいたします。

認定第1号 平成15年度石狩市・厚田村・浜益村合併協議会決算認定についてご説明申し上げます。議案8ページをごらんください。

初めに、平成15年度の事業報告についてでございますが、1年間の事業内容となっております。協議会の開催等、事業について記載しております。

最初に、会議開催事業についてでございます。

協議会を9回、新市建設計画小委員会を10回、議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会及び地域自治組織等小委員会を各4回、臨時調整検討部会1回を開催しており、それぞれ活発なご議論をいただきました。また、3市村の住民から公募したまちづくり懇話会を設置し、合併した場合の新しいまちづくりに対するご意見をいただきました。

続きまして、調査研究事業についてでございます。

事務事業一元化事業といたしまして、協議会の基礎資料として専門部会による事務事業内容の検討・協議結果に基づいた事務事業現況調書を作成し、協議会に提出いたしました。

次に、新市将来構想・新市建設計画策定事業といたしまして、新市将来構想ダイジェスト版を作成し、3市村で全戸配布するとともに、住民説明会の開催やアンケート調査を実施いたしました。次に、例規整備事業といたしまして、3市村の例規一覧表を作成いたしました。

続きまして、広報広聴事業についてでございます。

合併協議会ニュースの発行やホームページにより情報提供を行いました。さらに、合併に関する啓発や関心の高揚を目的として、合併シンポジウムを開催いたしました。

次に、歳入歳出決算についてご説明申し上げます。11ページをごらんください。

歳出からご説明いたします。1款の総務費についてでございます。

予算額335万6,000円に対しまして、支出額252万6,792円となっております。

不用額を生じた主な内容についてご説明いたします。まず、需用費、予算額75万7,000円に対し、支出済額60万1,601円、不用額15万5,399円となっております。これは、印刷製本費の連絡用封筒について、前年度剰余分を使用したことに伴い不用額が生じたものでございます。

次に、負担金補助及び交付金、予算額178万6,000円に対しまして、支出済額120万9,416円、不用額57万6,584円となっております。これは事務局職員増員に伴い、人件費負担分であります臨時職員賃金に不用額が生じたものでございます。

12ページをごらんください。

続きまして、2款事業費についてご説明申し上げます。

予算額2,664万4,000円に対しまして、支出済額2,432万6,536円となっております。

最初に、1項1目会議運営費についてでございます。予算額605万9,000円に対しまして、支出済額537万9,773円、不用額67万9,227円となっております。

不用額を生じております主な内訳についてご説明申し上げます。旅費、予算額90万1,500円に対しまして、支出済額30万4,773円、不用額59万6,727円となっております。これは、各委員の方の会議出席に伴う送迎につきまして、公用車を使用したことによるものでございます。

次に、1項2目調査研究費についてでございます。予算額1,235万8,000円に対しまして、支出済額1,144万5,577円、不用額91万2,423円となっております。

不用額の主なものといたしましては、役務費、予算額88万8,000円に対しまして、支出済額4万3,680円、不用額84万4,320円となっております。これは、アンケート実施に係る通信運搬費について、郵送から広報紙折り込みによる実施に変更したことによるものでございます。

続きまして、1項3目、広報広聴費についてでございます。予算額822万7,000円に対しまして、支出済額750万1,186円、不用額72万5,814円となっております。

不用額の主なものといたしましては、需用費、予算額51万2,000円に対しまして未執行となっております。これは、シンポジウムの実施方法変更に伴い印刷製本費が不用となったことによるものでございます。

次に、役務費、予算額88万8,000円に対しまして、支出済額67万5,136円、不用額21万2,864円となっております。これは、広報紙折り込み手数料の単価減によるものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。10ページをごらんください。

まず、3市村からの負担金につきましては、予算額と同額の1,596万円となっております。次に、道支出金、予算額1,400万円に対し、収入額1,270万円と、130万円の減となっております。

これは、事業費の2分の1が補助されます道の地域政策補助金につきまして、事業費の減に伴い減額となったものでございます。繰越金、予算額3万8,000円に対し、平成14年度繰越金として20万8,639円、諸収入予算額2,000円に対し、預金利子として97円の収入となっております。歳入予算額3,000万円に対しまして、収入済額は2,886万8,736円となっております。

12ページ下段に戻りまして、収入済合計2,886万8,736円に対しまして、支出済合計2,685万3,328円、差し引き201万5,408円を翌年度に繰り越すこととして決算を了しております。

以上が、平成15年度石狩市・厚田村・浜益村合併協議会決算の内容でございます。よろしくご協議お願いいたします。

以上でございます。

田岡会長：引き続き、ただいまの決算に対しまして監査結果の報告を土門隆一監査委員よりお願いいたします。

土門監査委員：厚田村監査委員の土門でございます。監査報告をさせていただきます。

監査結果報告。

平成15年度石狩市・厚田村・浜益村合併協議会決算について、現金出納帳、預金通帳並びに関係書類を同事務局職員立ち会いの上厳正なる監査を実施した結果、その処理が適正であることを認めます。

平成16年5月7日。

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会監査委員 土門隆一、北嶋富作。

以上でございます。

田岡会長：それでは、ただいまの件でご質問を承りたいと思いますが。

どうぞ。

長原委員：1点だけ伺います。

以前にも申し上げたことでありますが、13節委託料1,140万円についてでございますが、新市将来構想及び事務事業一元化ということについて、特に新市将来構想策定というのは、小委員会で議論を重ねてほとんど作り上げてきている中で、どうしてこれが1,100万円もの委託が必要なのか。また、不用額については103円ということで、ほとんど予算額同額の委託ということになっていて、あらかじめ決まっていたところにあらかじめ決まった金額でほんと委託をしたというように見えるわけですが、これ本当にこれだけの多額の費用が必要だったのでしょうか。その内訳をもう少し詳しくご説明いただいております。

小西事務局参事：ただいまの長原委員のご質問に、私の方からお答えさせていただきます。

まず、調査研究費中13目の委託料の内訳についてでございますが、事務事業一元化支援業務といたしまして339万5,700円、将来構想・新市建設計画策定支援業務といたしまして601万1,197円、例規策定業務といたしまして199万5,000円、合計1,140万1,897円の委託料となっております。

この委託に際しましては、あらかじめこの委託業務を受注する業者を公募いたしまして、応募のありました2社につきましてプレゼンテーションを行いまして、その業者のノウハウであるとか計画作成実施能力であるとか、そういったものを勘案した上で契約をさせていただいたものでございます。そういうことで、よろしくご理解いただきたいと思います。

田岡会長：そのほかにもございませんか。

どうぞ。

坪田委員：歳入の部の繰越金なのですが、平成14年度の繰越金ということで出ているのですけれども、14年度に協議会ってありましたか。それはどういう繰越金なのかなということと、当初予算額が3万8,000円と見込み、繰越金の額というのはある程度見込みが立つものなのに、見込みが3万8,000円で収入済額が20万8,639円というあたりがちょっとよくわからないので教えてください。

清水事務局次長：事務局次長の清水でございます。私の方からお答えさせていただきます。

まず、繰越金の発生でございます平成14年度繰越金につきましては、平成14年度事業を行っている関係から平成14年度予算も編成しております。といいますのは、この協議会が昨年2月から始まっておりますので、平成14年度にかかっていたという形でございます。ですので、平成14年度予算をつくらせていただいて、わずかな期間でございますが予算があり、その関係で繰越金が発生したということでご理解いただければと思います。

もう一点の繰越金の額についてですが、当初協議会の平成14年度予算を組んだ折、2月から事業を始める形で、2月、3月と続けて協議会を開催するという予定で進んでいたところでしたが、統一選挙等いろいろな事情もありまして、2月開催した後、次の開催が新年度、平成15年度にずれ込んだために、その分が浮いた形になってしまいました。そういったことで繰越金の額が思ったより多く発生してしまったと、そういう状況でございますので、ご理解いただければと思います。

田岡会長：そのほかにもございませんか。

(なしの声)

田岡会長：それでは、認定第1号は、このとおり認定させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

田岡会長：それでは、そのとおり認定をさせていただきます。

続きまして、協議第1号 各種事務事業の取扱い(上水道関係)について協議を行います。

前回からの継続となっております水道料金を段階的に合わせる場合の厚田村・浜益村の水道料金について、本日資料が出されておりますので、まず前回の大きな疑問のある、議論の争点になりましたところからご説明をさせていただきたいと思っております。

専門部会(伊藤)：上水道分科会の伊藤でございます。私の方より、前回提出した資料に追加しまして、資料集の8ページを提出させていただいておりますので、その資料に基づきご説明を申し上げたいと存じます。

まず、水道料金の統一についてでございますが、水道料金の基本的な考え方は、水道事業との統一を5年後を目途に行おうとすることから、新市における料金体系をどのような体系にするかということになるわけでございますが、料金体系の再編を行うよりは、石狩市が採用している口径別逓増型の料金に移行することが現実的と判断をいたしましたところでございます。したがって、浜益の用途別料金は、石狩市及び厚田村の口径別料金をもとに激変緩和措置を講じ、平成17年度に口径別に統一し、その後2回の改定を行い、最終的に石狩市の料金に統一しようとするものでございます。

なお、13ミリの基本水量は7トンに、基本料金は1,365円に統一するとともに、厚田村・浜益村の超過料金の設定につきましては、平成21年度までは現行どおり単一の超過料金制度とし、その設定に当たっては、現在の料金を若干下回る水準に設定するものでございます。

これを資料のグラフでご説明申し上げます。まず、一般家庭における13ミリにつきましては、平均使用水量17トンで比較をした場合、現行では、石狩市は3,465円、厚田村は石狩市の1.25倍の4,

320円、浜益村は1.11倍の3,845円となっております。平成17年度の1回目の統一改定により、厚田村は現行より614円安、浜益村は139円安の3,706円に、さらに平成19年度の第2回目の改定により、現行よりそれぞれ708円、233円安の3,612円に、平成22年度の第3回目の改定により、石狩市と同額の3,465円にしようとするものでございます。

次に、工場・学校等の大口径でございます50ミリにつきましては、資料記載のとおり、平均水量344トンで比較をした場合、現行では、石狩市は19万1,688円、厚田村8万9,440円、浜益村7万7,520円となっておりますが、平成17年度の第1回目の統一改定により12万1,216円に、さらに平成19年度の第2回目の改定により15万1,918円に、平成22年度の第3回目の改定により、石狩市と同額の19万1,688円にしようとするものでございます。よろしくご理解賜りたいと思います。

それから、前合併協議会の中でご指摘のございました厚生労働省からの通知の関係でございますが、平成15年2月13日付で各厚生労働大臣認可の水道事業者に対しまして文書が発せられてございます。これにつきましては、厚生労働省健康局水道課から、市町村合併の際の水道事業認可及び統合についてという文書でございますが、この内容につきましては、水道事業管理体制強化の観点から、市町村合併と合わせるなどして速やかに水道事業の統合（経営を含む）を行うことが望ましいものであるという通知文書でございますので、ご報告申し上げます。

田岡会長：前回説明の中で、上がったたり下がったりするという誤解を受けたところがありまして、それをグラフにして数字を書き加えまして、前回の表の精度を高めましたので、その点のご理解はいただけたと思います。

他にこの件についてご意見ございますか。

どうぞ。

長原委員：長原でございます。

金額についてわかりました。前回質問させていただきましたように、今後の水道事業の将来の見込みとして、浜益村における水道の大幅な改善が必要と。おおよそ事業費11億円ということが報告をされております。その11億円の改修費を含めて企業会計に5年後に一本化するということになりますと、当然一部水道料金が下がるわけでして、そうなりますと企業会計に一本化したときに、水道工事の改修分の起債償還分及び水道料金の一部下がって収入が減る分等を合計しますと、当然現行の水道企業会計そのものには一定の負担増が予測されるわけで、その負担増は最終的には水道料金にはね返ることが予測されるわけですが、それを本来避けるべきだと思います。

避けるのには、水道事業会計にどうしても5年後に一本化するとするのであれば、水道料金にそれをね返さない仕組み、つまり基準外繰り入れを一定額保障するなどの方法が具体化されていることが必要と考えるわけでありますが、その辺の方策はどのように検討されていますか、お示しをいただきたい。現時点でそのことを明確にしておくことが大切だと思うのですが、いかがでしょうか。

専門部会（伊藤）：長原委員のご質問にお答え申し上げます。

合併後の新市における水道事業の収支ということでございますが、これにつきましては、さきの合併協議会の中でもご説明をさせていただきましたが、合併後の5年間につきましては、簡易水道におきましては、総務省通達の公営企業繰り出し基準や過疎債出資金、高料金などのルールに基づく一般会計からの繰り入れがなされることにより、おおむね保たれるものと試算をいたしてございます。

また、水道事業会計の収支は、最初の5年間は現在の石狩市の水道事業の会計の収支となるわけござ

いまして、これらにつきましては、おおむね最大で5,000万円程度の収支不足が生じる年度もあるということで、さきにお答えを申し上げているところでございますが、この分につきましては減価償却費相当分が内部留保資金として、将来の基盤整備に備えまして現金ベースで内部留保されることを考えますと、おおむね合併後5年を経過した水道事業の統合後についても大きな変化はなく、収支の均衡はおおむね保たれるものというふうに試算をいたしてございます。

また、合併後の水道事業会計の収支の関係でございますが、基本的に現在の水道事業及び簡易水道事業の繰り入れにつきましてでございますが、まず簡易水道の部分につきましては、水道事業の経営活動に充てる簡易水道企業債利子償還金、公営企業職員基礎年金拠出金等と、将来に備えて行う上水道施設整備、建設改良費分、それから簡易水道建設改良企業債元金償還金等につきましては、繰り入れ基準等の分に基づき繰り入れをさせていただいているところでございます。また、合併後の一般会計からの繰り入れにつきましては、総務省通達の繰り出し基準を基本といたしまして、経営の健全化及び経営基盤の強化に努めていきたいというふうに考えてございます。

田岡会長：そのほかにもございませんか。

(なしの声)

田岡会長：それでは、協議第1号につきましては原案のとおり確認させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

田岡会長：それでは、そのとおりさせていただきます。

次に、協議第2号 地域審議会の取扱いについてであります。

地域審議会の取扱いにつきましては、地域自治組織等小委員会に付託をいたして協議を願っておりました。都合6回の小委員会が開催され、その結果報告を行っていただいておりますが、本日成案として提案の運びとなりましたことから、まず最初に、佐藤豊治小委員会委員長から総括的な協議結果についてご報告を願いたいと存じます。

佐藤(豊)委員：地域自治組織等小委員会委員長の佐藤でございます。

協議第2号、協議項目10、地域審議会の取扱いにつきまして、本小委員会を代表し、協議結果を報告させていただきます。

協議項目10、地域審議会の取扱いにつきましては、第2回協議会において本小委員会が設置され、合併した場合の地域のあり方、地域自治組織の設置の有無について付託されたものでございます。これまで6回の小委員会を開催し、今後の地方自治制度のあり方を検討する第27次地方制度調査会の中間報告や最終答申について、また、その答申に基づいて国会に法案として提出された合併新法などの合併関連3法案のうち、特に地域自治組織制度について、詳細につきましては協議会の都度報告させていただいておりますので省略いたしますが、さまざまな検討・協議を行ってまいりました。

合併によって石狩市に編入される厚田地域・浜益地域において、住民の意見を反映することができる仕組み、つまりは住民自治の要素を取り入れたまちづくりができる仕組みをつくるため、現行の合併特例法による地域審議会を含め、5月19日に改正されました地方自治法及び改正合併特例法による地域自治組織について広い範囲で話し合いを行い、付託された地域自治組織の設置については小委員会として一定の結論を見出したことから、本協議会へ提案する運びとなったところでございます。

議案21ページをごらんいただきたいと存じます。

小委員会では、合併により編入となる厚田地域・浜益地域は、市役所から遠隔地にあることから、住民

サービスの低下を招かないよう適切な対応を図る必要があること、また住民自治を強化する観点や、地域の住民に身近なところで身近な事務を処理するという観点から、新市における地域自治組織として、市町村の合併の特例に関する法律に基づく、支所機能を有する地域自治区を置くものとした。結論に至るまでの協議においても、地方自治法による一般的な地域自治区を、石狩市を含め新市全体に置くことが望ましいという議論もなされました。

しかしながら、一般制度として、新市全体に新たに区域を設定し、組織や所掌事務などを検討するに当たっては、地域住民の方々のご相談も必要であり、合併までの期間を考えますと、結論を得ることは時間的に難しいと思われることから、合併当初は市町村の合併の特例に関する法律によって、住民の意見を行政に反映できる仕組みとして、先行して厚田村と浜益村にそれぞれ地域自治区を置くこととし、その後、地域自治区の設置期間とした10年の間に、地方自治法による一般的な地域自治区の設置について検討することが適当ではないだろうか、という意見が多く出されたところでございます。

したがって、調整の内容といたしましては、地域審議会を設置しないものとする。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第5条の第1項の規定に基づき、合併前の厚田村及び浜益村の区域に「地域自治区」を置くものとする。なお、同法第5条の5及び第5条の6の規定による合併関係市町村の協議により定める事項その他必要な事項については、「地域自治区の設置に関する協議書(案)」によるものとする、この旨を本小委員会として取りまとめを行ったものであります。

なお、今回の提案に際し、本小委員会といたしまして、合併の特例による地域自治区の設置期間において、新市全体における地方自治法による地域自治区の設置を検討されるよう期待する、この旨を附帯意見とすることをあわせて確認させていただきました。地域自治区の設置に関する協議書(案)につきましては、後ほど事務局より説明をさせます。

最後になりましたけれども、本小委員会において活発なご議論をいただき、一定の結論に達することができました。委員の皆様方の多大なるご尽力のたまものであり、この場をお借りいたしまして厚く厚くお礼を申し上げる次第でございます。本当にありがとうございました。

田岡会長：ありがとうございました。

ただいま説明が終わりました。

今日皆さんにお渡ししております附帯決議の中身と、それから先ほど小委員長からありました協議書案の内容について、あわせて事務局の方から説明いたします。

事務局(田中)：事務局の田中です。よろしくお願いいたします。

地域自治区の設置に関する協議書(案)の内容についてご説明いたします。議案22ページをごらんください。

前文では、合併協議で定める事項の趣旨について記載しております。以下、第1条から具体的に定める事項が記載されております。第1条では、厚田村・浜益村の区域にそれぞれ地域自治区を設置することを定めております。第2条では、地域自治区の名称を、厚田区・浜益区とすることを定めております。第3条及び第4条では、地域自治区の設置期間を10年間とし、事務所の位置、名称及び所管する区域を定めております。第5条では、地域自治区に合併時から4年間は特別職の区長を置くこととし、区長の任期を2年とすることを定めております。第6条では、地域協議会の委員数は15名以内とすること、委員の任期は2年とすることを定めております。委員の報酬については、石狩市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の例によることとしております。議案26ページに、参考3としまして石狩市の条例を掲載しております。報酬の額は委員会等の長が6,900円、委員が6,100円と定められております。

22ページに戻ります。

第7条では、会長及び副会長の人数、選任方法及び解任の規定を定めております。次のページにまいりまして、第8条では、地域協議会の審議事項について定めております。

議案21ページをごらんください。

市町村の合併の特例に関する法律第5条の5第1項の規定に基づく地域自治区のイメージ図を載せております。太字で書かれております地域協議会の枠内をごらんください。1及び2に、先ほどご説明いたしました委員の人数、会長及び副会長を置くことが書かれております。その下の3と4に書かれていることが地域協議会の審議事項となっております。

3. 諮問されたもの又は必要と認められるものを審議し、市長に意見を述べるができるものとして(1)から(3)に書かれておりますが、これらについては地方自治法第202条の7第1項に規定されております事項となっております。

4. 市長があらかじめ地域協議会の意見を聞くこととなる重要事項と書かれております。4については、合併によって地域自治区を設置する場合は関係市町村の協議によって定めなければならないこととなっておりますので、協議書案で定めることとなります。

よって、23ページに戻りまして、第8条の市町村の施策に関する重要事項として、新市建設計画に関する事項、過疎地域自立促進市町村計画に関する事項、地域振興のための基金の活用に関する事項の3点を定めております。第9条は会議の運営に関すること、第10条は協議会の庶務を地域自治区の事務所で処理すること、第11条では組織や運営に関して協議書以外で定めなければならない事項は規則で定めることとしております。

なお、参考までに24ページと25ページに市町村の合併の特例に関する法律の抜粋と地方自治法の抜粋を載せております。

以上、協議第2号のご説明をさせていただきました。よろしくご協議お願いいたします。

清水事務局次長：それでは、引き続きまして私の方から、追加資料の7ページ、8ページでございます合併関連3法案の附帯決議について、関連がございますのでご説明させていただきます。

これは本協議項目に関する附帯決議の事項でございます。7ページの衆議院総務委員会では5番目と6番目、8ページの参議院総務委員会では6番目と7番目が該当となってきます。関連がございます。どちらも同様の内容となっておりますことから、7ページの衆議院総務委員会の5番目と6番目についてご説明いたします。

まず、5番目についてでございますが、これは地域自治区に置かれる地域協議会の構成員の選任は、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから市町村長が選任することとなっているところでございます。そうしたことから、その選任に当たりましては、公平性、手続の透明性及び住民の自主的参画に十分配慮することを求めたものとなっているところでございます。

次に、6番目についてでございますが、地域協議会の構成員の報酬につきましては、国会質疑の中でも取り上げられておりまして、地域協議会の構成員の活動は住民として担う自発的な共同活動の一環、つまりは地域住民としてのまちづくりへの自発的参加という面を持ちますことから、一般の審議会委員等とは若干役割は異なるものと考えられておりまして、報酬を支給しないことができるとされたところでございます。こうしましたことから、法の趣旨としまして、原則として報酬は支給すべきではないと国において考えられるところであります。

こうしたことから、附帯決議におきましても、地域協議会は住民の主体的な参加を期待するものである

ことにかんがみ、その構成員は原則として無報酬とすることを求めた決議となっているところでございます。

以上、ご説明を終わります。

田岡会長：ただいま附帯意見等の説明をさせていただきました。本来、審議の経過の中でこういったものが出されますと、また議論の支配が違ってきたのかもわかりませんが、残念ながら国においてこのような経過の中で過日出されたということでもあります。

私としてつけ加えるならば、一昨日東京の方に参りまして、これらの説明を受けてきた段階におきましても、大変この部分について強調された説明をいただいているということで、私なりに基本的に理解いたしますのは、組織、市長に属する、あるいは村長に属する等の審議機関、いわゆる組織に属する審議機関と、住民自治をみずから標榜するこの自治組織との機能と申しますか、性格というのは、おのずから異なってくるのではないかと。法律の表現としてはこういう表現で、支払うことはできないとは、そこまでは申しませんが、意思的にはそういう意思が働いているということで、あえて附帯決議等を含めたということをお含みの上で今日のご議論をしていただければなというふうに思います。

佐藤委員長を初め小委員会の皆さん方に数度にわたるご議論をいただいた上に、あえてこういう資料を出すというタイミングについては、国の方に、ここに至ってこういうものを出すのはいかがかということだけは強く申し上げましたが、現に決議は変わるものではありませんので、その辺も含めて議論をしていただければと思います。

ご意見を承りたいと思いますが。

どうぞ。

池端委員：5月18日になって、政府がこのように附帯決議をしたということで、恐らく小委員会にしても不測の事態ではないかなというふうに考えるところでございます。

先ほど小委員会の方から決議された内容、ご報告があったわけなのですが、あくまでも小委員会の意向は尊重し、否定するものではありません。しかしながら、この場で、この報酬という部分に関しては小委員会の中でも賛否両論があったように、もう一度この場で再考する余地があるのではないかなというふうに考えるところでございます。

田岡会長：小委員会は、1つの提案として非常に物の考え方を方向性を持った権威のある提案だと思っております。しかし、基本的な条件が違うということですので、議論の広まりというのは、恐らく佐藤小委員長もそのことまで否定するということではないと思いますので、この辺あたりも議論をぜひさせていただいて、当然小委員会の中の議論をここでほうふつさせる形の議論も、ぜひ行っていただければと思います。

何かご意見ございませんか。

どうぞ。

大山委員：浜益村の大山と申します。1点だけお伺いいたします。

地域協議会から市長に対して意見を申し述べることができるということでございますが、諮問されて意見を申し上げる、さらには審議会の中から市長に対して意見を申し上げた場合に、その後市長がその意見に対してどのような取り計らいをされるのか。その辺の、その先のところをちょっと聞きたいのですけれども。よろしく申し上げます。

田岡会長：浜益村ではどういうふうにしていますかね。私の、石狩市の一般論でいきますと、その意見を尊重しながら、市長の判断において議会の議決をいただいたり施策を展開するという一般的な方法以外、

特に今回の中で新しいルールができるということではありませんけれども、真摯に意見を承りながら執行するということになると思います。

大山委員：要するに意見が上がってきた場合に、例えばその意見が議会に諮られてどうするかという方向に持っていったらもらえるのですか。

田岡会長：予算が伴うものとか条例に伴うものですね。真摯にその出てきた意見については検討した上で判断するということになると思います。

大山委員：そうしていただければ結構だと思います。

田岡会長：その信頼関係がなかったら、この組織は幾らつくっても意味がないというふうに思っております。ただ、ここまで言っているのか、ちょっと多少気になりますけれども、地域の意見が、そのことを新市石狩市における位置づけの中で再度新たな価値観とか評価を加えたときに、その事業が地域だからということだけで、すべてがまさにストレートに通るということは基本的にはあり得ないケースもあると。ケースによっては、まさにそのとおりですというケースも生じると思っております。

ただ、この協議会というのは、市長に何を言うかとか市長が何をやるかとか組織が何を変わるかという監視機能的な、あるいは約束事を守るのか守らないのかという一つの役割を持っている一方で、むしろ大いなる期待は、この地域自治組織が地域の、旧浜益村・旧厚田村における自治への確立というものに、どうという本人の、この組織が意識を持つかという方が数等数倍高いのではないかというふうに思います。

どうぞ。

池端委員：石狩市の池端でございます。

こちらの方の、地域自治組織の方の関係で、委員の制限の中に年齢というものがここでは定義されていませんよね。ちょっと確認したかったですけれども、よろしいです。年齢は制限されていませんよね。ということは、最年少の方が幾つからその地域自治組織に参加できるのかというような部分も含めて考えますと、例えば中学生・高校生、未成年の方も含め老若男女の多くの皆さんが、その15人の範囲の中で自分たちの住む地域のことを意見し合うと。そこにどうしても、後ほど、これ資料に出ています6,900円、6,100円というこの報酬が、いかなものなのかなというような懸念を感じている1人でございます。

やはり、多くの幅広い年齢の人たちが参加し、いろいろなやっぱり発言を公平な立場でできるというふうなことを考えますと、これは決して報酬ではなく、そして、まして審議会等のような専門的分野ではないという性質から考えましても、これはやはり町内会の延長と言っているのでしょうか、みずからの行為として、日当報酬というふうな考え方は余りそぐわないのかなというふうに考えておりますが。

田岡会長：今報酬のご意見が出ました。小委員会の中でも大変大激論があったというふうに聞いております。ここで、私どもの専門委員の佐藤先生に、この制度がなぜこういう形になってきたかという基本的な背景などについて、ちょっと専門家としての説明をお聞きしたいと思います。

佐藤（克）委員：佐藤でございます。

もともとは自治法の方が本則でありまして、したがって合併に伴う地域自治区というのは、やや変則的なところがございます。それではなぜ自治法の方の地域自治区かということでございますけれども、これまさに今会長の方からお話ございましたように、地域の課題というものを単に役所に任せて解決をしていけばいいという従来の多くの考え方に対して、やはり地域の事柄は自分たちでさまざまな形で解決をしていく。そしてその中で、もちろん地域の人たちだけで解決できない大きな問題というものが出てまいりますから、そうした場合にはさらに大きな市町村であるとか、場合によっては都道府県であるとか、さら

に国と。こういう基本的な自治というのは、まさに地域にあると。皆さん方が住んでいる、我々が住んでいる地域にあるのだというところをもう一度きちんと見直していこうというようなことで、こうした制度というものができ上がったのだらうというふうに思います。

ただ、もちろんこうした制度は法律がないとできないというわけではなかったわけでごさいます、法律がなくてもやろうと思えばできたはずなのですけれども、あえて今回こういった法律に条文をつくることによって、そうした点をより認識していただくということでき上がったものだというふうに考えております。

地域自治区というものをつくりまして、したがって、ある種の市町村の下請といいたいまいしょうか、あるいは市町村の一部を担うということよりも、むしろ先ほど申し上げましたように、どちらかといえば地域の課題を自分たちでできるだけ解決していこうと、そういう趣旨を持って、こうした自治区の運営をしていくというのが大事なのではないかなというふうに思います。

従来町内会と違いますところは、そこに属しているといいますが、その地域に住んでいる住民が、皆さんがその構成員になるということが大きく違うわけですが、そういう点で、まさに地域の課題というものを自分たちで解決していくのだという方向に日本の自治をつくり上げていこうという趣旨だろうというふうに思っております。

合併の場合は、先ほど申しましたようにやや特殊な位置づけが与えられておりますけれども、しかし基本は、地方自治法の本則にごさいます考え方というものが、やはり重視されていくのではなからうかというふうに思います。

田岡会長：ありがとうございます。

大分イメージが違ってきているのではないかというふうに思いますけれども、佐藤委員長、どうでしょうか。今までの経過なども含めて何かご意見がございましたら。

佐藤（豊）委員：この前も報告の中で私申し上げたと思うのですけれども、この小委員会でも無償の方がいいという意見もかなりありました。ただ、総体的に見ますと、この合併問題が将来どういうふうに展開していくのかということが、まだまだ私どもの前途にはいろいろな山がありまして、これを克服するにはやっぱり息切れしてしまうのではないのという、そういう気持ちもございました。そういうことも考えて、やっぱり新しい道を開くには相当の努力をしなければならんなど。特に、いろいろ考えていく中で、議員の問題なんかにも触れていくわけですが、厚田村、浜益村から、例えば1人か2人しか議員が出られないよというような形にもなったとすれば、この委員というのは物すごく重要な立場になる。私は、皆さんも含めて、そういうことも考えた上で、やはりこれは多少なりとも報酬をあげた方がいいのではないのかという、そういう結論で小委員会では決まったということなのです。

今日こういう問題が出されまして、本来であればやはり、昔のことを言うてはどうですかわかりませんが、例えば村議会議員にしても町議会議員にしても、もともとは無償でやってきた時代がございませう。そういうことを考えましたときに、この審議委員会が報酬をもらわなければならないのだと、そんなことは本当はあり得ないことなので、自分のまちを自分がつくっていくという意思でやる限りにおいては、無償でも結構だというのが本筋かと思えます。ただ、時代の変化と、それから全く先の見えないこの合併が、おのずから合併をしなければならんという、そういう気運になっているのかと言われたときに、まだまだ市民の中には、無理してやらなくてもいいのではないかという人もいらっしゃる。そういう50、50の立場の中でこの問題を克服していくということになれば、時代の波と申しまいしょうか、少なくとも多少なりの報酬が必要かと、そういう判断で今までまいりましたので、その辺をお酌み取りいただければ

と思います。

田岡会長：どうですか、ご意見ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

神田委員：浜益村の神田です。

今、佐藤委員長から説明がありましたけれども、私も地域自治組織の協議に加わった者なのですけれども、それで報酬を出すということには賛成したのですけれども、こういうような、ただいま資料で配られております、こういう衆議院の総務委員会、それから参議院の総務委員会で附帯決議、こういうような決議が出る前ですから我々はこういうふう考えたのですけれども、こういう決議が出て、原則として無報酬とするようということであれば、我々はやはりこういう地域自治区の趣旨からいきまして、報酬を支給するというものに必ずしも固執するものではありません。

田岡会長：どうぞ、伊藤委員。

伊藤委員：厚田村の伊藤です。

小委員会の佐藤委員長から大分苦勞された経過、経緯を踏まえた話が先ほどからされておりますし、我々も違う小委員会で非常に苦勞している部分もございます。今ここに来てこの形が出てきたということで、今浜益村からも、これに対してそんなに固執してこだわるわけではないというようなご意見もございますし、これはもう一度小委員会に戻して、もう一度やっていただくのが筋ではないかというふうに思います。この場で議論を詰めたとしても、そうすると今まで頑張ってきた小委員会の形はどうなのだというような部分もございますので、もう一度時間をとって小委員会の方に、この部分も含めた中で議論をして詰めていただいた方がよろしいかなというふうに私は思いますけれども、いかがですか。

田岡会長：はい、わかりました。

そのほかにご意見ございますか。

長原委員、どうぞ。

長原委員：私はその報酬の問題ではなくて、他の論点の件で1、2点ご意見を申し上げたいと。

まず、第1に、区長さんを置くということになっています。この区長ですが、法律では特に必要があるときは区長を置くとなっておりますが、私どもが今までの合併協議を進めてくる中で、この後どうしてもあえて区長を置かなければならないという必要性というのは特に私は感じられないわけで、通常の事務所の長を置くと。事務所長を置くということで十分間に合うのではないかと。

また、この区長というのも、特別職となっておりますが、これは新市の市長さんが任命するわけですね。ですから、特別職といっても一体どういう性質の特別職になるのかと。議会議決、承認をする特別職とまたちょっと違うと。では、現在の行政執行体制の中でのどの部分の位置づけになるのかということも、必ずしもイメージが定かではありませんし、余りこういうあいまい、あいまいといったらちょっと語弊があるかもしれませんが、区長ということがあえて必要なのかという疑問が大変いたします。

次に、この自治区の10年間という期間なのですけれども、これもどうしたものかと。少し、10年間という規定をここで決めてしまうのは長過ぎないかという気がして仕方ありません。なぜかといいますと、今佐藤先生からご説明のありましたように、自治法に基づく今後の地方自治体の発展の仕方として、住民自治をどんどん発展させていく、その1つの組織形態としてこの自治区ということイメージしようということと、合併をする上で、合併をした際の行政運営をスムーズにやっという議論とは、おのずと分けて考えなければならない議論だろうと私は思うのです。

ところが、現在のこの提案されました案は、その両方が1つになっているというところに、なかなか複

雑といいますが、わかりにくさといいますが、このままうまく運営できるかという心配が逆に出てきまして、このままの形では、自治法の本則に基づく住民自治を発展させようという自治区というよりは、むしろそれぞれの今までの地域を不利益にならないようにしていこうではないかという意味での自治区になってしまうのではないかと。そうしますと、本当の意味での、新しいまちに向かって一体化していくというイメージからするとどうかなと。

しかし、発足当時は当然そういったことも必要だとしても、10年というのはちょっと長過ぎるのではないかと。もう少し期間を短くして、その期間の中でさらに将来地域自治の充実が必要ということで、自治法に基づく自治区ということ、今回つくられない現石狩市の区域を含めて検討していくというような発展方向にしていくのが僕はいいのではないかと。この時点で10年という決め方は、いずれにしても大変長過ぎるという気がして仕方ありません。

以上2点で、もう少し議論を積み重ねてみる必要があるのではないかと気がいたします。

田岡会長：どうですかね、事務局の方で何か。

清水事務局次長：事務局の方で、小委員会での議論の経過を踏まえまして、今のことについてご説明とどうか、コメントをさせていただきたいと思います。

まず、区長につきましてでございますが、小委員会の協議の中では、やはり合併後の部分、その点で申しますと、地域をスムーズに新市の一体化を図っていく、それから地域での運営を行っていく、自治の部分を住民自治を取り入れていく、こういった面を合併に際して混乱が生じないよう、地域の実態をよく把握した者、そうした方に長となっただき、周りを引っ張って行って合併をスムーズに落ちつかせて一体化、また地域の運営を行っていくと、こういったことが期待されると。それが区長の、支所長の役割なのですけれども、それについては法令でも認められている特別職の区長を置きまして、よりスムーズに行っていた方がいいのではないかと、こういう議論になり、区長を置くということが決まったと認識しておるところでございます。

特別職の位置づけでございますけれども、これは地公法の3条に言うところの特別職というふうに解釈されておりまして、ただ、議会の議決等は必要のないものと解されておりまして、特別職は市長の任命によって決まってくると。そういうような形の特別職と。この特別職の概念というのは、今までにある特別職とはちょっと変わった新しい概念の特別職になるかと思うところでございます。

2点目の、10年間、期間が長過ぎないか。この期間については制限がございませんし、協議会の中の議論で決まってくるものという形となっております。これを受けまして小委員会の中では、何年がいいだろうかという議論が行われたところでございます。その中では、1つ考えるたたき台として何があるだろうかということが議論されました。その中で、新市建設計画、これが10年間という形で合併後の形も取り入れられていると。それであれば、これも考え方の1つとして10年間はいかがであろう。それから、前段であります、この協議項目にもなっております地域審議会、この地域審議会というのも、大方他の合併協議会では10年程度というところが多くなっているという、こういった事情を踏まえまして、地域自治区におきまして、当小委員会として10年程度が適当ではないかという議論、そういうことで皆さんお話し合いになって確認されたところというふうに理解しているところでございます。

また、蛇足でございますが、合併に際してという特例の面もございまして、小委員会におきましては住民自治を主体にまちづくりを行っていく、自主的に行っていくのだということが非常に議論がされておったところございまして、委員長の附帯意見の中にもございましたように、この10年間の試行の期間というようにとらえ、いろいろな角度から検討を行い、全市へ向けての検討、やるやらないは別にしまし

て、全市に向けての検討というものも、いわゆるいいチャンスではないかと。それを考えていこうというところになっておるところで、小委員会でそういうふうな意見のもとに確認されたところでございます。

田岡会長：先ほど伊藤委員から出されました、もう一度基本原則、物を考える条件が変わってきているので、いま一度小委員会に戻して、ただいまの長原委員のご意見等も踏まえながら、もう一回、次回の当協議会までの間に小委員会の中で再議論をしていただくということが私としては望ましいのではないかと、いうふうに考えますが、小委員長いかがでしょうかね。受け取っていただけますか。ここで決着をつけた方がいいというか、ただし、ある程度時間が限られていますので。どうでしょうかね。

佐藤（豊）委員：国の方針ということもありますし、改めてまちづくりという、合併の本当の経済的問題から考えて、委員の中にもこれは無償が本当ではないかという意見もかなりあったわけですから、もう一度頭を冷やして皆さんと話し合いをする機会をつくっていただければ、かえってよろしいかと思えますよ。

田岡会長：はい、わかりました。そのほかにこの際ご意見あったら。

小林委員：ただ、こうして参議院の何かで出てきたというわけでしょう。我々自治体には独立した存在の姿勢があるはずだと、これ。だからこれ、こんな、原則としてなんてうまいこと言っているよな。無報酬とするよう周知することなんて。そんなこといちいちぺこらぺこら聞いてられないと。もう一度やるのはいいよ。ただし、それによって、今ここまで来ておいて右左では、そんなものいつ決まるかわからない、これ。終わりだ、これは。

田岡会長：珍しく小林さんと意見の異なるところがあるので、あえて、あえて言わせていただきますけれども、この附帯決議が出たというのは、実は前法案といいますが、その中で審議会をつくることができると言って、合併市町村における審議会の運営等の実態を見ていくと、実は契約事項といいますが、新市まちづくりの契約事項の監視的役割が非常に強くなって、本来の自治そのものの本質が少しずつずれてきている実態にあるのではないかということ、非常に全国の情報を手にしている国において、その実態を憂えているという状況が背景にあったと聞いております。

それと、これ私の知った情報にしか過ぎないのですが、新潟県のあるまちで合併は絶対反対だと。そのまちには小地域があって、まちの中に小地域があって、年間数十万の観光客を自分たちの地域自治によって呼ぶようになっている。世界的な大きなオーケストラを呼んだりコンサートを呼ぶような、自分たちのまちこそ地域の自治組織で、役所に頼らない地域運営をやっていると。そこへ合併して知らないまちと一緒にするのは嫌だと言ったところが、この制度があるということを見たときに、法律によって地域自治というものが逆に定義づけられたと。おれたちのやっていることは間違いなかったのだということで、むしろ法律によって自分たちのやっている足跡がきちっと固められたことによって、合併から賛成に大いに、積極賛成になったという村の議論がありまして、地域自治というものは、協働共治というものをこれから中心にしていく、進めるといときに、むしろ私なんかは、そこに本音の意味で参加された委員が、報酬の議論というものに、それに価値観を見出すような地域自治というのが本当にあり得るのかということとは率直思います。地域自治という意識が高まれば高まるほど、役所から報酬をもらうということよりは、むしろ行っている事業への価値観を高く評価されることの喜びを感じているというのが地域自治だというふうに、余り会長が演説してもしょうがないのですけれども、そんな思いも入れまして、ぜひ小委員会でもう一回やっていただければと思います。

はい、どうぞ。

飯尾委員：石狩市の飯尾です。

私も小委員会の委員だったのですが、会長のおっしゃられたとおりのことを私たちは確認した、全員でもって確認したつもりでございます。全く合併に際する激変緩和というより、本来のこれからの行政サービスを行う市町村に対して、純粋な住民自治を行う者、行政との協働を行う者、コミュニティーを育成する、そういう組織が初めて日本の地方自治の中にシステムとしてつくられた。これを活かしていこうということでは全員が一致したところでございます。

その理念からして、無報酬であるということも全員が確認しました。しかしながら、これは価値という意味で報酬をつけたのではなくして、先ほど佐藤先生がおっしゃられたように、法律がなくてもこういうものは育つものであるけれども、今までに日本の歴史では育ってはいないのです。このシステムを育てるために報酬というものをつけてはどうかという理由だったと私は感じております。

田岡会長：それでしたら報酬という名前が悪いですね。

飯尾委員：そうかもしれない。だから決して、イメージは会長のおっしゃられとおり私たちは議論してきたつもりだったように思いますので、よろしくをお願いします。

田岡会長：もう一回小委員会でこの問題はもんでいただくということで。

どうぞ。

桐山委員：厚田村の桐山でございます。

私もこの小委員会に入らせていただいておりました。今飯尾委員が言われましたのと全く同じなのですが、私も新自治法でこういうことがうたわれて、将来的に協働ということでまちづくりをするのだということは、本当にいいことだと思っております。

それで、報酬のことにつきまして、小委員会でも随分論議をされたのですが、ここにも書いてありますように、市町村の合併の特例ですから、4年間ぐらいの間はひとつ、わずかな報酬ですけれども、理想としては私は無報酬でやるということとはよくわかりますけれども、今の我々の、厚田村なら厚田村の実状等を考えたときは、ちょっとそぐわないということで、最終的にこういうふうに決まったわけですから、私は小委員会の決定をひとつ皆さんによく理解していただきたいと思えます。

ですから、再度開いても私は無意味だと思います。いつまでも10年間報酬をつけてくださいという要望を出しているわけではございません。せめて4年間ぐらいはこの報酬を、なくすることは一番いいかもしれませんが、我々の、合併される側と言ったら悪いのですけれども、私らの実状もよく石狩市の委員に理解していただきたいと思えます。

加納委員：石狩市の加納です。

また小委員会に戻して協議するような方向なので、その中でこういうことの確認がされるのかどうかも含めてお願いをしたいと思うのですけれども、まず、この第9条の中に、地域協議会の会議の部分について会長が招集するという部分で、会議は委員の過半数が出席しなければ開くことができないとなっておりますけれども、これ例えばマックス15人になった場合、8人参加すれば会議が開けると。それから次に問題なのが、「会議の議事は、出席委員数の過半数で決し、」となっているのですよね。8人参加して、次に5人ですね、5人の方が賛成すれば決定するということになるのですよね。そして委員全体としては15名いるにもかかわらず、例えばその3分の1の5人でこういう大事なことが決せられるということはよろしいのかなど。このことについては、市町村の合併の特例に関する法律ということになっておりますので、このことまでさわれるのかどうかちょっとわかりませんが、もう一回小委員会に戻して協議することであれば、この辺の招集の人数のことについても、それから議決の人数についても私は検討するべきではないかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それと、今日共通委員の先生がいらっしゃるのでお聞きしておきたいのですけれども、この地域協議会の審議事項の中に、第8条の中に、1、2、3とありますよね。先ほど説明がありましたけれども。新市建設計画に関する事項から過疎地域、それから地域振興のための基金の活用、その前に、あとまた地域のいろいろな問題を含めて、地域協議会の中でそれぞれいろいろなことの提案なり、幅広く地域住民の意見を拾い上げていくと。そのことを真摯に受けとめながら行政としては執行していくということになると思いますが、このことと議会の関係について、先生から明確に、その辺の見解をお伺いしておきたいと思えます。

一般論では困ります。具体的に今石狩・厚田・浜益ということで進んでおりますので、この地域に付した形で、そういう明確なお話をさせていただければというふうに思えます。

田岡会長：佐藤先生、お願いしますけれども、これ一般論しかないのです。

佐藤（克）委員：そうです。一般論ではなくということなのですから、一般論以外で何かあるのかちょっと思い浮かばないのですけれども、要するに今のご質問は、この地域自治区で重要事項を審議した際に、それと議会の判断との、同じであれば全然問題ないですね。違ったときという、そういうお話ではなからうかと思うのですけれども。

地域自治区それ自体は、先ほど会長の方からもお話がございましたように、新しい市の市長、あるいは新しい市の議会の皆さん方の決定に対して、ある意味参考となる意見を上げるということがございますから、場合によってはそれと異なる決定を新市の市長並びに議会の皆さん方がなさるということはあり得ることだろうというふうに思えます。それは公式的にはそちらの方が優先されると。やや冷たい言い方もしませんが、優先されると、こういうことになるかと思えます。

ただ、それこそ非常に一般論で言いますと、もしそうした決定が多くの市民の皆さん方から見て望ましくない決定だということであれば、次の選挙でそうした決定をなされた市長や議員を落選させればいいというだけのことというのと、やや乱暴かもしれませんが、そうした判断は選挙でやはり示すというのが現在の間接民主制の基本原則だろうというふうに思えます。

田岡会長：佐藤先生、それと真意的な因果関係というか、例えば今議会の議員定数を決めるという問題の中に、地域の意見というのがどう取り入れられていくかという仕組みに大いに議論が今ありますね。そのときに、地域協議会が十分にもう言えるからいいではないかという議論なんかも含めて、この役割というか、性格というのは、私は因果関係は基本的に制度上あり得ないと。因果関係はないというふうに理解しているのですけれども、その辺ちょっと解説していただけないでしょうか。

佐藤（克）委員：今のは恐らく議員定数との絡みでどうかということだと思えるのですけれども、これはまさに会長がおっしゃるとおり、因果関係、私もないだろうというふうに思えます。定数や何かの問題は、期間が極めて短い話ですし、こちらはご提案どおりということであれば10年間という、そういう新市計画の期間の間ということがございますので、それは直接的には因果関係はないだろうというふうに思えます。

田岡会長：どうぞ。

加納委員：そこまでの話としてはよくわかりました。ただ、現実に短期間で、これ例えば地域協議会も10年間一応やっていくということになりますよね。その中で、例えば先ほど議員の定数の問題も、特例を含めて1年半とか2年ぐらいのかかわりで、この10年間の部分とどれだけ大きな違いが出てくるのかなど。この1年半とか2年間の中で、議員さんが多く残る残らないで、この地域協議会で吸い上げてきたことと、私はそんなに問題にはならないのではないかというふうに思うのですね。この特例が地域協議会

と同じように10年間続いて、では議会と地域協議会というのは別問題なのだとということでやっていくのならまだわかりますけれども、その辺について、どうしてもその辺が何となく理解がうまくできないと。その辺について、先生からちょっとそういう部分についてお伺いをしたいなというふうに思うのです。

というのは、特例で残った場合、特に地域の議員については、やっぱり自分の地域のいろいろな問題を含めて、1年半だろうと2年だろうとしっかり取り上げながら取り組んでいきたいという、そういう皆さんの強い要望がございます。その部分のところと、この地域協議会が吸い上げていく部分のところというのは、相当私はオーバーラップするのではないかというふうに思うのです。そうなってくると、どっちに重点を置くのかと。議会でそのものがそれなりにできるのであれば、私は逆に言えば地域協議会をここまで大きな形にする必要はないというふうに思うのです。ですから、その辺のところのバランスをどのように考えたらいいのかなというふうにして大変悩んでおります。

それと、確認ですね。さっき事務所を置いて、そこに区長を4年間ぐらい置くとなってますけれども、地域自治区としては10年間続くわけですから、当然ではあとの6年間は区長ではなくて、石狩市の本庁舎から、支所長という形で職員が来ると思うのですけれども、そうしてくると、そういう支所に来る支所長についても、地域のことをよくわかっているような方ということに当然なってくると思うのです。そうすると、区長を特別に4年間云々ということについては、なかなかその議論も理解しづらいのではないかなというふうに私は思うのですけれども、その辺について、なぜ4年間なのかと。どうせ10年間と設けているのであれば、10年間区長を置けばいいと私は思いますけれども、そういうわかりづらいことをやると、逆に最初から4年間の区長も要らないのではないかという話になると思うのですけれども、その辺はどうなのか。なぜ4年間なのか。そのことについてもちょっと聞いておきたいと思います。

佐藤(克)委員：最初の論点は私でも大丈夫かなと思うのですが、議員と協議会ですが、議員の特例は今おっしゃいましたように2年弱でしょうか、そういうことでありますから、こちらは10年間、新市建設計画の期間ということで、これは明らかに期間が違うというふうに思います。したがって、例えば地域自治区をつくらないで議員の定数を延々と10年間、たくさんしておくということは、これは法律上不可能だというふうに思いますので。

問題は、重複している期間はどうかということだろうと思います。その期間につきましては、私も余り今の質問について詳しく一生懸命考えたことがないというのが正直なところなのでございますけれども、それこそ一般論で言いますと、議員は議会のまさに議員として、やはり単にどこその地域から出てきた何かであるというだけではなくて、市全体のさまざまな問題について議員としての見識をご披露なさって、さまざまな議論をしていくということが求められているわけだというふうに私は思っておりますので、それと、場合によってはこの地域自治区でのさまざまな議論というものがずれる可能性ももちろんあると。同じところから出てきている議員と、その地域自治区とがずれるということもあり得るだろうと思います。その重複している期間でもですね。それは一致することの方が多分多いだろうとは思いますが、それはそれでまた、議員は議員で全体の新しい市の状況等を勘案しながら議会の中できちんとした議論をしていただくというのがよろしいのでは。やや口幅ったいことを申し上げて申しわけないのですけれども、そういうふうに思います。

清水事務局次長：ご質問の2点目については私の方からお答えさせていただきます。

4年間という形の小委員会での検討経過でございます。いろいろな議論があった中で、先ほど来申し上げています一般制度との絡みでございます。一般制度を一つの検討課題としてやっていく、そうなりますと、そういうこともやはり重要だという形で考えていきますと、地域自治区を通常の制度としてとら

えてやっていかなければいけない。それであれば、その分についての機関というのは地域自治区、自治法で言うところの支所長、この場合については、当小委員会で考えたところでは支所で、支所長は一般職という形で、自治法のとおりという形。これを行っていく形が必要になってくるという形でございます。であれば特別職の分は、先ほど申し上げましたとおり合併をスムーズに移行させるという意味合いが強うございますことから、そうやってきましたら一定の期間でよろしいのではないだろうか。10年間も必要ないのではないかと議論になりました。

では、なぜ4年間かといいますと、大体その後経過期間として半分程度は必要でしょうと。それ以降は通常の制度として、地域まちづくりの組織としてやっていきたいと思います。では4年、5年という話になってきたところでございますが、そこで参考としましたのが、ほかの特別職というのは4年というのが結構多うございます。そういうことも考えまして、また1回の任期が2年という形というのもございます。そういったことを含めまして、4年間は特別職による、地域をスムーズに合併に導く、また地域自治組織を根づかせる移行の期間、それから、残りの6年間については通常のみちづくりを本当に充実させて、一般制度へ向けての検討を進めていく期間、そういう形で小委員会で検討されて年数が決まったところでございます。

(発言する者あり)

田岡会長：これ理解できるかできないかではなくて、考え方の違いがそれぞれあるということなので、最終的に協議会の中で決定するということですから。

どうぞ。

鈴木委員：私も地域自治組織の小委員会の一員ですけれども、この問題は非常に難しい問題だと私は思っていました、最初から。まず、第1番の問題としては、首長たちの考え方が合併ありきを前提として考えていないということがまず第1番の問題だと思うのですよ。そのために新市構想ができていないということが1つの問題だと私は思っています。そのために議会議員の構成もまだ決まっていなわけですね、新しい形が。そのために厚田村から何人の議会議員が出るかということも決まっていなから、私どもはこの地域自治区をつかって、大体15人くらいがこの協議会、厚田村の今の議会議員だったら、石狩市から26人出れば、その配分からいっても、たとえうまくいっても1人か2人だろうと。浜益村だって1人か2人だろうと。そうした場合は、住民の意向はどうやってくみ出されていこうというふうに考えますよね。そうした場合には、石狩市に合併された場合に、我々住民の意思がどうやって反映されるだろうかということを考えますよ。そうした場合に、大体7名という意見がございましたけれども、7名ならちょっと厚田村の場合でも、聚富からずっと厚田、発足の奥まで考えますと、大体男と女、それから漁師・農業・商業を考えても、15人でも少ないかな、大体15人から12人くらいがいい数字ではないかなと思って、私は15人で提案しました。

そうするとその責任というものは、議会議員でも今12名で少ないと私は思っています。厚田村の今の議会でも、3,000人で12名ですから、今度5万人に対して15名の、市長からさっきお話がありましたように、協働の意思でもって無報酬でもいいのではないかとこのご意見がありましたけれども、それは石狩市の場合は26人の議員さんがおりますから、審議会でも無報酬でも、それはコミュニティーでもっていいかもしれませんけれども。

田岡会長：審議会は全部有償です。有償というか、報酬はあります。ただ、地域自治で行っているグループはないです。

鈴木委員：私どもは議会議員にかわるだろうと思うような地域自治区を設置してほしいと思っているわ

けですよ。

田岡会長：そこをさっきから佐藤先生に、議会との因果関係はそうではないのだというお話を説明してもらったのですけれどもね。

鈴木委員：だから、我々の小委員会でも、そのことを強く申し述べた結果、先ほど佐藤委員長から言っていたいただいたような形で酌み取っていただいたというふうに私は思っております。

ですけれども、6,000円台というのは私は高いと思っているのです、実は。それも私の意見として言いましたけれども、結果的には石狩市の報酬というふうなことで決まったようだけれども、私は高いのではないのかなというふうな意見も出しましたけれども。厚田村の報酬でもいいのではないのかなというふうな考え方もしておりましたけれども、差し戻しされましたから、もう一回考えさせていただきますけれども、やっぱりこの地域自治区をつくっていただいたということは、そういうふうなことが根底にあるということをもう一回ご理解いただきまして、せっかくこうやってたくさんいる委員会でございますから。余り私も頭の手術をしたばかりなものですから上手に物を言えませんが、その辺をご理解いただきまして、終わらせていただきたいと思います。

田岡会長：ありがとうございます。

基本的には、石狩市ばかりではなくて、自治法の本則に基づく地域自治経営というものは、もうこれからは避けて通れないという全体的な流れになります。したがって、10年ということが、ここで10年以内とするという文字にかえるのか、それはむしろ本則が答えを出してくると思うのですね、これから。ですから、1つの特例法に基づく座りどころとしては、こういった協議書の案のような形もありますが、現実には私は本則がその答えを出してくるのではないかというふうに思います。

それから、これはもう私の意見でありますけれども、協議会の権能と協議会のパワー、発言力というものと、それから議会の人数との関係の因果関係というのは、全く考えてはいけないことではないかとさえ思っております。これは、まちを守るとかまちを育てるという意味の共通事項ではありますが、入り口のドアは全然違うというふうに考えております。そんなことを、私の意見も含めて、佐藤委員長、次回までに日程を事務局で用意させていただきますので、本当に恐縮ですが、せっかくまとめていただいた案を、差し戻すというよりは、もう少し深みのある重ねた議論をしていただければということでもう1回小委員会の開催をお願いいたします。

中野委員、どうぞ。

中野委員：石狩市の中野です。

そのことについて今いろいろと、飯尾委員あるいはまた桐山委員からご意見がございました。私は結論的には、この2人のご意見に賛同するものであります。それはなぜかと申しますと、この無報酬の問題については当初から承知をし、そしてまた頭に置きながら、よくよくと皆さんと検討した問題でございます。今ここで政府からこういうものが出てきたからといって、これをまたやり直すということについては非常に私は疑問に思っているところでございます。そういうところで、最終的には飯尾委員、そしてまた桐山委員と同じ考えでございますので、やっぱり承認していただきたいというふうに思います。

田岡会長：意見が真二つに分かれていますね、今。小委員会でもう一回検討することは差し戻しだと。それから、国が言ったからといって、それがきっかけになるのはおかしいという議論です。

加納委員：ただ、その自治法の関係については、国の動向があるとか何とかということ、それを協議会の中でも確認しながらやってきたのではないですか。そうしたら、当然そういうことの方角性を受けとめながらやっていくということは、皆さんの中でもそういう意識があったのではないですか。今さら国

から出てきたからどうのこうのという話には僕はならないと思いますよ。そういうものを受けながら、この協議会を1年何カ月ずっとやってきているわけですから。

田岡会長：どうぞ、大山委員。

大山委員：浜益村の大山です。

この総務省で出された附帯決議の拘束力というのですか、それってどのぐらいの効力なのですか。これ附帯決議というのは、こういう意見がありましたということで、すべてこういうふうにしなさいということではないのでしょうか。そここのところの見解をはっきりしていただきたい。

田岡会長：そのとおりです。拘束力はありません。しかし、私は大切にしたいのは、このことを言ったこと、この文章ではなくて、こういった発言が出る背景がやっぱり興味があります。

堀委員、どうぞ。

堀委員：石狩市の堀です。

私もこの小委員会のメンバーなのですが、今のいろいろな議論の中で、この小委員会では1つ1つ確認してきたはずだと思いつつ、全然受けとめ方が違ったのだなというので唖然としています。報酬のところだけではなくて、議員と協議会のかかわり方とか、そういうところでも全然違っていたのだなというのを改めて感じて、私は最初この報酬をないことにするということが出てきたことで、もう一度小委員会を開くということにはすごく反対でした。ただ、今の議論を聞いていて、もう一度ちゃんと確認した上で、ここの協議会に小委員会として責任を持って提案しなければならないのだということを改めて感じましたので、小委員会をもう一度開いた方がいいというふうに私も佐藤委員長の方に提案したいと思いません。

田岡会長：どうぞ、田村委員。

田村委員：厚田村の田村です。

私も小委員会に所属した一員でございます。私、当初から、原則無報酬とするというような意味も前の法律の中にありましたけれども、私はやっぱり今の性格、我々が置かれている現実を考えれば、私は絶対報酬を払うべきだという、最初からその主張をしてきた1人でございます。そういうことで、今参議院なり国会の附帯決議がそういうことだから、ここでそれに従わなければならないという、そういう自治というのは私はないというふうに思います。これが法律に違反するとか何とかということであれば、しかりごもっともと言わざるを得ませんけれども、私たちはやっぱりこれからの地域のあり方というものについて十分議論してきたつもりです。そんなことを考えあわせると、私も報酬の多寡はともかくとしても、それが石狩市の審議会なんなのものについて、そっちが無報酬だということであれば、そういう方向に進むのだということであれば、それはそれで結構ですということを申し上げてきた経緯がございます。

そんな中で、今ここで我々が過去6回も積み上げた議論が、ここの国会の附帯決議1つで、それがおかしいよということになると、私は地方自治というものが非常に危機に、逆に言うと、私はそんな中を考えると、これからの石狩市の、我々の小委員会の報告事項をこれから石狩市で2年なり3年なりやって、どのような方向になるかは別にしても、やっぱり今までの議論というものを大切に、ここで小委員会の決定事項がだめということであれば、それも結構ですし、私は小委員会に持ち帰って議論すべき問題ではないのではないかなというふうに思います。これは私の意見です。

田岡会長：はい、わかりました。

ここで休憩に入らせていただきたいと思います。

3時に再開させていただきます。

(休 憩)

田岡会長：それでは、会議を再開させていただきます。

基本的にもう一度小委員会において、今日出されたさまざまな角度のご意見というものを再吟味してもらうか、いや、もうそれらのことは全部織り込みをしながら議論をしたのだと。今さら小委員会に戻されてもいかがかという意見と分かれておりました。

ただ、第3の意見もありました。私たちは少なくとも1つ1つのさまざまな問題を確認しながら議論してきたはずが、どうやら今日の議論を見ると、その確認ということももう一度おさらいをしてみる必要があるのではないやの意見も出されるように、同じ席について1つの結論を出していますが、どうやら乗った船のそれぞれの思いは違っていたというところもなきにしもあらずと思います。

したがって、ここで今日どんどん意見を集約しながら結論を出すというのも1つの選択の道であります。会長から皆さんにあえてお願いをいたしたいと思いますが、これらの今日の議論の経過も踏まえて、ぜひもう一回小委員会で、その結果、最初に出した意見とは変わりませんというのも、当然それが1つの意見でございますから、それらも踏まえて、本当にご足労ですが、佐藤小委員長、ぜひこの問題をもう一度ご議論していただくということでご理解をいただきまして、いかがでしょうか、そんなことで、もう一度小委員会に1回だけご議論をしていただくということで、大変ご足労ですがよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

田岡会長：それでは、そのとおり決めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、引き続き協議第3号 組織及び機構の取扱いについて協議を行いたいと思います。

事務局から説明いたします。

事務局(田中)：協議第3号 協議項目14、組織及び機構の取扱いについてご説明いたします。28ページの総括表でご説明いたします。

協議項目14、組織及び機構の取扱いにつきましては、地域自治組織等小委員会において示された支所の整備方針案を踏まえ、行財政専門部会において、支所を含む新市における組織及び機構について協議を行いました。

調整の内容であります。新市の組織及び機構は、3市村の庁舎の有効活用を図るとともに、定員管理の適正化に努め「新市における組織及び機構の整備方針」に基づき整備するものとする。なお、地域自治区の事務所となる厚田支所・浜益支所については、「新市における支所の整備方針」に基づき整備するものとするとしております。

整備方針の内容についてご説明いたします。

初めに、新市における組織及び機構の整備方針であります。新市の組織及び機構は、3市村の庁舎の有効利用を図るとともに、定員管理の適正化に努め、次の事項を基本として整備するものとする。

(1)市民の声を適切に反映することができる機能を有すること、(2)新市建設計画を円滑に遂行できる機能を有すること、(3)行政課題に即応できる機能を有すること、(4)簡素で効率的な組織及び機構であることとしております。

次に、新市における支所等の整備方針であります。厚田地域・浜益地域の地域自治区の支所機能については、原則として次の事項を基本として整備するものとする。

(1)支所の担当業務は、地域振興、防災、保健福祉、環境衛生、農林水産業、建設、水道、商工、観光、教育部門や住民生活に密着した窓口業務などについて、良好な住民サービスが提供できる機能を有す

ること、(2)地域住民と行政の協働(パートナーシップ)の推進を図ることとしております。

引き続き、組織及び機構の取扱いの具体的なイメージについて、専門部会の職員よりご説明いたします。

専門部会(細川)：石狩市総務部行政管理課の細川と申します。よろしくお願いたします。

私から、組織及び機構の取扱いにつきましてご説明いたします。議案29ページをごらんください。

として、新市における組織機構のイメージを掲載しております。これは、本庁組織の市長部局に厚田支所及び浜益支所を新たに配置し、また、教育委員会部局の生涯学習部管轄下に厚田・浜益の生涯学習課・給食センターを配置するものであります。

次に、議案30ページをごらんください。

として、新市における支所組織のイメージを掲載しております。厚田・浜益地域にそれぞれ支所を配置し、支所長の管轄下に総務課、地域振興課、市民課、保健福祉課、建設水道課の5課を配置いたします。なお、浜益支所においては国民健康保険診療所を配置いたします。なお、教育委員会部門につきましては、本庁教育委員会の管轄下として、生涯学習課、給食センターを配置いたします。

次に、議案31ページをごらんください。

として、新市における職員数推移のイメージを掲載してございます。平成17年4月1日合併前における職員数につきまして、石狩市では453名、厚田村では72名、浜益村では72名と予定されます。これは、現在の職員数から17年3月末日に定年退職を予定する5名を除いた職員数であります。合併時におきましては、本庁に463名、支所には、17年4月時点の職員数からそれぞれ5名程度減少し、それぞれの支所に67名を配置することとしております。これは、合併時が年度途中になることが想定されますことから、当該年度における各村の事務の整理と、支所としての新たな執行体制のスムーズな移行を図り、地域住民に対し混乱を来すことのないよう、所要の人員配置を行うこととしたものであります。

また、合併時から1、2年後の間に、支所人員を厚田支所40名程度、浜益支所につきましては、国民健康保険診療所を含め50名程度の配置を予定しております。これは、市民生活に特に密接に関連する医療、福祉、教育、1次産業部門等につきましては、良好な住民サービスが提供できる所要の人員配置を行うこととし、また、オンライン化による事務の集中管理を進め、税や各帳票などの管理、発行等、いわゆるルーチン業務などにつきまして、本庁において一括して処理することを基本として積算した結果の配置人員数であります。

最後に、合併時からおおむね10年後の職員数であります。現職員数から約17%の削減の500名程度としております。これは、本積算に当たりましては、類似団体16都市の職員数、下位5都市の職員数なども参考に、また、本市が現在進めております職員削減の実績などを踏まえ、実現可能と判断できる職員数を目標値として掲げているところでございます。

以上であります。よろしくご協議をお願いいたします。

田岡会長：ご意見をいただきたいと思えます。

どうぞ。

小池委員：石狩市の小池です。

組織及び機構の取扱いについて何点が質問をさせていただきます。

合併のメリット、効果というものの1つに行政組織の統廃合、その一本化あるいは一元化が図られることによって事務事業が合理化されること、それに伴いまして事務職員を削減することができるというふうに言われております。しかし、今日示されました事務局案を見ますと、今までとちっとも変わっていないと私は言わざるを得ません。

具体的に言いますと、29ページの組織図のイメージによりますと、厚田支所・浜益支所というのがあります。これで見ますと、いわゆる本庁の各部と同格というふうに私は見ております。支所業務というのは、本来本庁の各部の下部組織に属するものだというふうに理解をしておりますから、これでありまして、ばらばら行政になるおそれが多分にあります。端的に言いますと、本庁の部長というのは、仕組みからいって、この組織からいって、所管事項であっても厚田・浜益支所に関する部分は口が出せない。したがって、責任が持てないということになりはしないか危惧をいたします。

そこで、次のページ、30ページのところの支所の組織イメージを見ますと、これでは今までと少しも変わっていない、配置がほとんど変わっていないのではないかと、組織の見直しについては手をつけていないのではないかと云々ざるを得ません。それを裏づけるのは、先ほど説明がありました職員の削減です。合併のメリットというのがほとんど期待できないような状況です。厚田・浜益支所から各5人程度が本庁に異動させるということでありまして、これは当然のことながら議会事務局であるとか、あるいは選管事務局がなくなるということが理由でありまして、抜本的な合併目的を果たしているとはとても思えません。こういう行政組織をいつまで続けるのかわかりませんが、私の印象としては、一国二制度どころか一国三制度の行政に陥りまして、スリム化というのはどうも望めないのではないかと云々ざるを得ません。

最後に、総合的に質問をさせていただきますけれども、本庁各部と支所の役割分担、あるいは指揮命令系統というのはどういうふうに一体なるのか。それから、行政事務の立案、予算編成、本庁と支所とのかわり、お互いにいわゆる同格にあるわけですから、とてもやりにくいのではないかなというふうに思います。それから、議会対策ですけれども、支所にかかわる事項というのは、すべて支所が一体責任を持って、いわば厚田・浜益支所から本庁の議会まで行って答弁をするようなことになるのかどうか。

以上、3点について質問をさせていただきます。お願いします。

専門部会（細川）：ただいまのご質問に私の方からお答えさせていただきたいと思っております。

まず、効率化が、人員の削減がなっていないのではないかと云々のご指摘のご質問でございました。この1点目のご質問につきましては、例えば職員数を10年後500名にするという形をとりますと、職員一人頭の人口は153名というような計算に、人口対比からいいますと云々でございます。現在北海道の平均値で申し上げますと、都市平均では職員一人頭126名の人口、それから全体の町村を含めた人口割合では102.0、100名程度ですね。それで、全国レベルの少ないところの平均では127名というふうになっています。ちなみに本市はただいま、平成14年度4月1日現在では147名でございますが、この500人程度の職員一人頭の153名というのは、非常に大きな数字だ云々というふうに事務方としては考えてございます。

それから、本庁各部と支所の役割というところでございますが、支所におきましては本庁の1つの部組織の単位の組織というふうに位置づけてございます。したがって、予算につきましても、本庁の部が予算編成時に折衝をしているような形の中で、支所の予算をそこで構築すると、そういったような仕組みにしたい云々というふうに考えてございます。それと、予算のあり方でございますが、これは配当方式という形の中で、予算編成時に各厚田地域・浜益地域の予算の編成を行った後の予算につきましては、配当方式という形の中で分配をして、各地域の支所におかれまして予算を執行すると。そういうようなシステムを検討中でございます。

あと、機構のあり方でございますけれども、この機構のあり方につきましては、合併当初5課程、このような形の中で、地域住民の急激な寂れ感、もしくはそういったようなものも勘案した中で云々

ような組織を構築し、この10年間の間の中で逐次見直しを図っていくと、そういったようなことも考えております。

小池委員：それでは再質問をさせていただきますけれども、予算配分のところで、本庁でつくったものを厚田・浜益に配分するというふうなお話だったと思うのですが、それでよろしゅうございますか。それと、人員の削減については、地域協議会の問題もあるでしょうけれども、10年をめどに削減をするというふうなお話だったのですが、私はこれは個人的に、もっとドラスチックに、なるほどと思うような思い切った改革、削減案を見せてくれるのではないかというふうに期待をしていました。

田岡会長：それは人数の話ですか。ただいま職員数の話がドラスチックに変わるというあれですか。

小池委員：そうです。組織のスリム化ということなのですね。

田岡会長：それは地方公務員法があるということをお話されているわけですか。

小池委員：当然、人数の問題、例えば厚田村・浜益村の現在の庁舎ですね。これは言ってみれば、このままいくと何も手つかずで作業というか事務を行うわけですね。例えば私ども卑近な例で言いますと、あそこの事務所というか庁舎を一体どういうふうにするのだろうかというふうに世間で話をしているのですけれども、全く手つかずの状況になると考えてよろしゅうございますか。その点、3点ほど再質問をさせていただきます。

田岡会長：ちょっと話のペースを整理させていただきたいと思うのですが、説明が十分ではなかったかもわかりませんが、合併時というのは、合併した瞬間そのものであります。したがって、例えば10月に合併するといったとき、年度半ばにおいて合併というものも、ある種の想定が考えられますので、その段階で行えるものは、もう極めて限られているのではないかというふうに思います。それから数カ月後に新年度予算も含めて新しい体制ができ上がってくるわけですが、その段階でおおむね40名から50名という、地域の特性もございますので、病院等の問題も含めてこういう形になっていきますので、私の考え方としては、少なくとも現在の組織が残るというよりは、基本的に窓口プラス地域の振興という意味の地域性を持った企画部門が残っていくのだというふうに考えております。

それから、公務員は、こういうダイナミックな大きな組織替えがあったときに、トータルで合理化、リストラを図るからやめていただきたいというのは、法的に非常に厳しく制限を受けておりますので、やはりある種のスパンが必要だということを考えて、597名から500名という数字に変えると。

実は、現在の石狩市の453名というのは、全国の中でも全道の中でも、先ほど担当者が言いましたように、百何十人という数字を出しましたね。職員1人当たりの住民の数は非常に多いまちです。したがって、もう既にかなりのスリム化が図られていると。これは総合評価の中で一概に人件費だけで言えないのですが、今回日経データが出しました数字は、全国3,100の自治体で、今石狩市は全国の14番目、北海道で一番システムの進んだまちということですから、これを基本ベースに行うということをお考えますと、私は500名というのは、もう少し現実には自然減というものを含めると行えるのではないかという意識は持っております。この評価は、他市町村に比較して十分その辺の組織のスリム化というのが図られた数字ではないかと思っています。

それから、予算につきましては、従来財政課査定主義というのを中心的に行ってきた、財政によって査定されるのだという意識から、まさに社内分権というのが始まって、自治意識を各部にゆだねていこうということで、部長権限における非常に財政コントロール能力、経営能力がこれからは進められるという意味では、ある種の財源の決められた枠配分は行いますが、これからは場合によっては、その各部におけるインセンティブのような、予算を浮かすと、その予算の利益は各部にはね返るのだというような発想で運

営されていきますので、従来の仕組みそのものが、市役所の基本的な財政運営や予算配分の仕方とはいささか異なってくるのではないかというふうに思いますが、基本的には支所を単位にして1つの予算を求めると。支所はコーディネーターの役としての支所長と、それから各部・各課と連動しながら、特に社会保障等の事業については、部によって考え方が違つか制度が変わるということはありませんので、一括して本庁との事務的な連携体制というのは整えられるということなので、むしろ政策予算的な問題というのが支所の機能を問われるのではないかなというふうに思っておりますけれども、答えになったかどうか。

そのほかにございませんでしょうか。

どうぞ。

坪田委員：30ページの新市における支所のところで、地域振興課に地域自治区という項目が括弧の中にありますよね。支所の地域振興課が地域自治区のことをやるのに、例えば21ページで、地域自治区で事務所を構えて区長を置いて庶務を行うという、この辺の絡みがよく私には理解ができなく、事務所を置かなくたって、支所の中の地域振興課で地域自治区のことをやればいいのかというのであるし、支所長は4年間は区長と呼ばれて、そこにいれればいいのではないかと思うのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

清水事務局次長：私の方からご説明させていただきます。

協議議案の22ページをごらんいただければと思います。22ページの、この協議書の中の第4条でございます。地域自治区の事務所の位置、名称のところで、名称が支所となっております。石狩市役所厚田支所、石狩市役所浜益支所という形で、この地域自治区の事務所そのものが支所でございます。ですので、その支所の機能というのを今述べたのが、ページ数で言いますところの30ページの機能という形になります。ですので、地域自治区の事務所と支所は別物ではなく一体のものでございます。地域自治区の事務所そのものが支所という形になっておりまして、その中で協議会の事務とか、主にその地域自治区の協議会で協議してもら事項、またいろいろな話が出てきたものを本庁につなぐとか、支所の中で反映させていく窓口、そういった主担当として地域振興課、これを考えていこうということでございますので、そこに地域自治区という項目を入れさせていただいたところでございます。

坪田委員：ということは、事務所イコール地域振興課のことでいいということですか。何でここに、では事務所とやるのかなと思うのです。21ページのところに、支所の地域振興課が地域協議会の庶務をやると書けばいいのではないですか。同じものなのに何で事務所と呼んだり地域振興課と呼んだりするのかが、普通の頭ではちょっとよく理解ができない。

清水事務局次長：済みません、再度ご説明いたしますと、この21ページの事務所というのが、法的整理と申しますか、制度の解釈上のことの、地域自治区の中の本当の協議会の事務をやったりするところの事務所のことを言っているわけなのです。事務所というか、事務をやる場所ということで、総称的に使っている名前で事務所という。制度的な名称で書かせていただいております。実際に協議会の庶務的な事務を行うところというのが、さっき言いました地域自治区そのものである支所の、地域振興課のその地域自治区、協議会の庶務を担当していくところがその部署ですよという、そういう具体的話が30ページ、制度的な内容でご説明しているのが21ページと、このような形になっております。

坪田委員：今のは一応理解しました。ただ、先ほど小池委員が言ったご質問の29ページのイメージですが、やはり支所が部のところに並んでいるのがちょっと気になるというか、例えば建設のことを考えるのは市の建設部なわけで、その中で厚田地域の建設のことも浜益地域の建設のことも考えて予算を組み立てていくのであれば、やはり同列ではなくて、この総務部から水道までを囲んで、その横っちょに厚田支所・浜益支所というふうになるのではないかと思うのですね。

議会をやったとして、では建設のことを質問されたときに、建設部の部長が答えるのか、それとも、その建設の内容が厚田の建設のことだったら、厚田支所の支所長が答えるのかということなのですよ。その辺で、この組織機構のところ、やはりまだ理解ができません。

清水事務局次長：ご質問にお答えしたいと思います。

イメージ的にちょっとわかりにくいかもしれませんが、このような事務という流れで考えますと、今おっしゃられましたように、建設部であれば建設部、支所を含めた建設の事務内容を予算化しますし、議会対応をしていく形となります。ただ、実行する場所は、本庁で所管する分、実施する分と、支所で実施する分に分かれてきます。その実施する分、また、実施だけではないのですけれども、いろいろな企画部分も地域にかかわる部分はあるのですが、わかりやすく言いますと、実施する分というのが支所という形になってきます。そういったところの組織の部分としては、組織機構として一応部単位で支所を取り扱っていかうと組織図的には書いてあるわけでございます。事務内容としましては、本庁の部分で一連として綿々と流れていきます。ですので、建設部でいきますと、支所の言うところの建設水道部と業務内容は直結しますでしょうし、そういった面での指揮命令の関係も働いてくる形となります。しかし、その実施する組織としての動く単位としては、支所というものが存在するという形です。

なかなか、こうやってご説明するとわかりにくいので、一般例として申しますと、道の組織を理解していただければと思います。道の場合は、本庁組織がありまして、14の支庁がございます。その支庁の中に各部・各課がございますが、それも道の本庁との中で予算なりそういったもので事務は常につながって、事務内容に合わせて予算配当を受け、事業を実施しているという、こういう形となっております。その場合の各支庁というのは、部と同格の形で組織図ではあらわされる形になってきます。そういったことと同じように、地域で実施する組織単位として表記しているために、このような部と同格の表記という形になるところでございます。

田岡会長：ちょっと1つ例示を挙げて、厚田村に道路をつくるというふうになったときに、どういう事務処理と決定権がされるか、ちょっと説明してみても。

清水事務局次長：細かい点はまだ詰めなければいけないところなのですが、今会長からご指示のありました道路をつくる分についての例示で、イメージ的なものとして聞いてください。これが確定バージョンではないのでございますけれども。

厚田村で道路を1つつくりたいとなります。そうしますと、その支所でそういった要望なりいろいろな情報を入手して、どういったものが必要なのかというのを一応検討します。それが本庁の建設部の方に行きます。建設部の中でこれが適当かどうかという判断をしていって、補助制度に合致するものなのか、単独でやらなければいけないのか、いろいろな予算的なものも検討に入ります。そうしました結果、やるべきだという判断がなると。そうしますと、予算折衝をして予算の獲得を目指すわけです。財政当局と予算の折衝をして、予算の案をつくります。それを議会にかけて、議会が承認した結果、予算が確定します。その確定した予算を、次に厚田支所に振ります。配当という形で振りまして、厚田支所はその予算を受けて実行すると、こういう形となってきます。また、それに対する意見等、不満等がいろいろ出てくるのであれば、またそれを吸い上げて、どう改良していったらいいかと、この繰り返しをしていくわけでございます。そういった組織の単位として支所というものを部と同格として扱っていかうということでございます。

田岡会長：どうでしょうかね。正直言ってまだ決裁、決定ルートとか、それから支所長が現実はどういう権能と役割を持つかというのは、むしろ、例えば5つの課にわたる総合的なプロデュースをするのだと

か、コーディネーターの役をするのだという役割を非常に強く持った支所長だと思うのです。事務事業の限られた、極めて1つのルールが決まっている事業については、各部との関係ができ上がってくるというふうに思いますけれども。

今の説明でまだ、もうちょっとこういうところというのがありますかね。

佐藤先生、どうぞ、何かありましたら。

佐藤(克)委員：確かにわかりにくいところがあって、1つは部と支所が並んでいるのが、ある種の命令系統の一元化という点からいっておかしいのではないかということでございますけれども、警察とか消防と違まして、こういった一般的な行政の場合は、単純に命令で何とか動くという、そういうふうには現実には動かないわけですね。ましてや、今回合併をするという場合には、先ほど話題になりました、地域自治区として厚田・浜益に支所が置かれるわけですから、その中でさまざまな判断というのがやはり残されている必要があると思われます。そうしますと、私はこれやはり部と一緒に同列に並んでいて、それぞれの支所が支所の中で、あるいはそこに住んでいらっしゃる方のさまざまな意見を反映しながら、先ほどの道路づくりで言いますと、もちろん構造的にこうしなければいけないといういろいろな法律上の制約はたくさんありますけれども、にもかかわらず、全く地域で判断する余地がないかというところではなくて、それなりにさまざまに判断する余地が出てくるわけですね。そういったものをではどうするのかといったようなことは、この支所レベルでやっぱり判断をしていくというのが、現在の地方分権という、あるいは地方自治という視点から言えば重要だと思われますので、先ほど道庁の説明もございましたけれども、道庁の支庁につきましても、そういった視点でさまざまな改革がなされてきているのだろうというふうに思います。

ですから、部の下に支所があるというのではなくて、やはり同列で、そして支所とここには書いてございますけれども、これはまさに先ほど出てまいりました、22ページ・23ページに出ております地域自治区の事務所でございますので、そこでさまざまな地域協議会の意見なども踏まえながら、判断できる部分について判断をしていくという、そういう役割をやはり担っていく必要があるのではないかと思われますから、こういった並びの方が、むしろ私はやはり望ましいのではないかというふうに思っております。

田岡会長：ご意見ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

加納委員：石狩市の加納です。

先ほどもちょっと似たようなことでお聞きしましたけれども、それでいきますと、支所長については特別職ということで4年間まずは置くということになりますけれども、5年目以降からは、この支所長というのは本庁舎の方から、部長職級の職員が支所長という形になって赴任されるということですか。

田岡会長：それは本庁かどうかはわかりません。

加納委員：そうですけれども、ただ、そういう形で、特別職ということで置くことにはならないですよ。これは要するに、市長部局になるのかどうかわかりませんが、そちらの方の職員の、そういうような形で職員を置くということになりますよね。そうしていくと、この職員の意味合いは、最初の4年間の部分については、ある程度そういう特別職ということでそれなりの、ある意味では市長と、対までは張りませんが、それに近いものがあると思うのですよね。その地域のことを含めてということ。ところが、5年目になると、要するに市長の部下がそこのところの支所長ということで行くわけですから、そうなってきたときに意味合いがちょっと変わってくるような気がするのですよね。ですから、決算にしても予算のいろいろな組み方についても、それから権限についても、要するに最初の4年間とは大きく変

わってくるというふうには私思うのですけれども、その辺の調整というか、実際にこの部分の機構のまま、このことが存続するような形になって、そういうことがちゃんと機能として発揮していくのかどうかということについてちょっと心配なのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

佐藤（克）委員：それは要するにつくり方だと思うのです。事務所長が一般の事務吏員になった場合の、しかしながら相当程度の権限を与えるということは不可能ではありませんので、それはつくり方だというふうに思います。

実際道庁も、支庁長の権限で使える、その支庁によって違うらしいのですが、幾らかの金額があるわけですね。それはまさにその支庁の中で使うと。それから、札幌市も区がございますけれども、その区によって、大した金額ではないのですけれども、3,000万円ぐらいだったでしょうかね、それぐらいは区の判断で丸々何も色がついていない、例えばそういったものがございます。それはやや極端なケースですけれども、だけれども、そういったようなやり方も不可能ではないということでもありますから、それは今後のつくり方、またその4年なりたってみたところでの、さまざまな市の全体を見た上での議論になってくるものではないかというふうに思います。

ですから、必ずしも、いわゆる事務吏員が事務所長になるからといって、権限が急に小さくなるとかそのようなことは、そうすれば別ですけれども、そうしなければ大丈夫かなというふうに思います。

田岡会長：そのほかにもございますか。よろしいですか。

ここにあってイメージと書いたのは、それだけ組織が、この協議会をやっている最中にも非常に組織そのものが流動的に動く要素が、どんどん、どんどん、これから地方自治体経営の中に入ってまいりますので、おおむねここに出したイメージというのは、従来の手法を前提にし、現場、窓口的な組織をとということになりますので、恐らくこれはどんどん成長する組織に変わってくると。それから、地域協議会が現実機能する能力によって、この組織というのは大いに変更してくるのではないかというふうに思っておりますので、そういう意味でのイメージという表現にとどめさせていただいております。

この件につきまして、そろそろ確認をさせていただきたいと思いますが、原案のとおりで確認させていただいてよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

田岡会長：それでは、そのとおり進めさせていただきます。

次は、協議第4号 各種事務事業の取扱い（職員関係）について協議をいたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局（江部）：協議第4号、協議項目26-2-3、各種事務事業の取扱い（職員関係）についてご説明いたします。主な内容を34ページの個表で説明いたします。

1. 給与制度につきましては、行政組織規模及び職員数等を考慮し、合併時に石狩市の制度に合わせるものとします。

2. 任免関係事務につきましては、地方公務員法等に準拠した取扱いをしており、3市村において事務内容に大きな差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとします。

3. その他職員関係制度につきましては、新市において統一した取扱いをする必要があることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

これらのことから、33ページに戻りまして、調整の内容は、合併時に石狩市の制度に合わせるものとするとしております。

以上、協議第4号のご説明をさせていただきました。よろしくご協議お願いいたします。

田岡会長：特にご意見がなければ原案で確認したいと思いますが、ご意見ございますか。

(なしの声)

田岡会長：それでは、協議第4号につきましては、原案のとおり確認をさせていただきたいと思います。

続きまして、協議第5号に入らせていただきたいと思います。各種事務事業の取扱い(電算システム関係)について協議をいたします。

事務局(江部)：協議第5号、協議項目26-2-5、各種事務事業の取扱い(電算システム関係)についてご説明いたします。主な内容を36ページの総括表で説明いたします。

戸籍、住民基本台帳、医療給付、国民健康保険、福祉、各種税、選挙、教育に関するシステムなどにつきましては、住民の生活と密接に関係している事務であり、支障のない住民サービスの提供及び事務の効率化を図る上で欠くことのできない電算システムであることから、合併時までに石狩市のシステムに統合することとします。

医療事務、防災、図書館、下水道地理情報、例規検索に関するシステムなどにつきましては、住民サービスの提供及び事務の効率化に必要なことから、合併後、段階的に石狩市のシステムに統合するものとします。

なお、個別の取扱いについては、37ページから39ページまで参考資料としてまとめております。

これらのことから、36ページ、調整の内容は、住民サービスの提供及び行政関係事務の効率化に支障を来さないよう、石狩市のシステムに統合するものとするとしております。

以上、協議第5号のご説明をさせていただきました。よろしくご協議お願いいたします。

田岡会長：ご意見ございますか。

どうぞ。

長原委員：過日お伺いいたしましたら、この行政システムを統合することで、合併時に約6億円、それで合併後に約1億3,000万円、さらに、このシステムを構築するための通信システム、つまりケーブルですね。ケーブルの設置、地域情報化を推進するとすれば、全体で約10億円程度というのが私が記憶している数字であります。その数字に間違いはないかどうか確認をしたい。

また、あわせて、例えば現在敷設されているNTTのシステムなどを利用するなど再検討して、このシステムを一斉に合併時に統合すると。必要性もあるのでしょうかけれども、もう少し経費の節減という点で考える余地はないのかどうかお尋ねをしておきたいと思います。

清水事務局次長：それでは、私の方から事業費のことについてご説明いたします。

合併時の電算統合経費、この経費につきましては6億5,200万円、合併後電算統合経費、これにつきましては1億3,000万円程度という形となっております。合わせて、この電算統合にかかる経費としましては、7億8,200万円程度ということを見込んでおるところでございます。

なお、委員のご質問にありましたケーブルの関係、光ファイバーのことを申しているのではないかと思いますけれども、地域イントラの関係かとは思いますが。その経費としましては、この電算統合とは別に、情報課の関連としまして8億7,800万円、それからケーブルだけではなく、これらを集約して配信する装置も必要になってくることから、そのまとめ役となる情報センターとしては6億900万円、合わせまして、全部、電算統合経費とすべて合わせますと約22億6,900万円程度、ご質問に関する事業としては必要なものと見込んでおるところでございます。

なお、この経費、多額という形では大変多額な経費となっておりますが、専門部会の中では、上げてきた経費はもっと多額となっているところを、いろいろな面から角度を検討いたしまして、できるだけ節約

し効率化を図る、そういうことの検討を行った結果の数字という形でご報告させていただきたいと思いません。

田岡会長：これ段階的な整備というのをもう少し説明をお願いします。

清水事務局次長：専門部会等で行った経緯としましては、まず3市村に調査を行いました。どのような統合経費、またそれらを結んで情報化を図って、合併後速やかな、それから住民に対する支障のない住民サービスを提供するための経費というのはどのぐらいが必要なのかという調査を行ったところでございます。その上がってきた調査の中で、合併時に必ずしなければいけないもの、それは内容的なもの、それからシステムの状況の中で関連があって、どうしても合併時にやらなければいけないものをピックアップしたところでございます。それから、合併後に行って支障のないものを振り分けまして、合併後で行って支障のないものにつきましても、職員のみずから手でやることも可能な部分というのはあるのではないかと。職員の中で日常業務の中でそれをこなしていくことが可能なものは、その中で処理していきましょうと。そういったことの検討もしまして、できるだけ委託業務等も減らすような検討を行った結果、ここまでの数字に落ちたという形の方に私らはとらえているところでございます。

長原委員：そうですね。現在のシステムでそれぞれの市・村は、特に支障を起こしていないわけですね。だけれども、合併するために、合併コストとしてどうしても統一しなければならんということで、さらに経費がかかると。多少経費がかかることは、やむを得ないことですが、それにしてもかかり過ぎという感じがして仕方ありません。

光ファイバーを自前で持たないとだめなのですか。例えば現在のキー通信システムなどを上手に活用することで、これを一気に自前の光ファイバーで、6億円と8億円ですから13億円くらいになりますね。こういうことをしなければ、これらのものがどうしても稼働できなくてということになるのか。これは合併ということに伴う行政コストですので、ないよりはあった方がいいのですけれども、これで特別直ちに市民生活、村民の皆さんの生活が豊かになるとか楽になるとかという性質のものではないので、何とかもう少し、行政コストの削減という点では検討すべきことはないのかという思いを強く持つのですが、いかがなんでしょうか。もちろん検討された結果ということですから、それ以上は言えませんが、

専門部会（成田）：石狩市総務部地域情報推進担当の成田と申します。私の方から、ただいまの光ファイバーの件についてご説明させていただきたいと思えます。

1市2村が合併した場合、電算統合並びに今後新市建設計画に盛り込まれるであろう各種事業を実施するに当たりまして、市内各公共施設間相互でデータの送受信が今後頻繁に行われることとなります。したがって、そのための通信回線確保が必要となってきます。同時に、この回線はセキュリティー確保、すなわち情報保護の観点から、閉じられた回線、専用回線であることが要求されます。この専用回線を確保するには大きく分けて2つの方法が考えられます。1つ目は、民間の電気通信事業者、すなわちNTTが提供するサービスを利用することです。2つ目は、自前で通信回線を敷設することです。

そこで、費用コスト面でこの2つを比較した場合、仮に光ファイバー敷設を自前でせず、NTTが提供する高速専用回線を使用した場合、年間にNTTに対しまして支払う金額は約6,000万円程度となります。対しまして、今回私どもが算出した地域イントラ整備事業の工事費用のうち、光ファイバー敷設にかかる分は約5億2,700万円程度でございます。合併特例債による戻り分を差し引きますと、光ファイバーに係る市の純然たる持ち出し分は約1億6,000万円程度となります。NTTに対しまして毎年6,000万円支払い続けることと、この1億6,000万円を比較しますと、おおむね2年目以降3年目あたりで損益分岐点となります。以上のことから、私どもは光ファイバーを自前で引くことを提案さ

せていただいているところでございます。

田岡会長：地域イントラを含めて、この基本的な方向というのは、もうストップしてはいけないシステムだというふうに思っております。例えば合併しようがしまいが、かかる基本的なインフラ整備というものを含めて非常に多額、本当にご指摘のとおり大変大きな額です。これの中で、正確に合併することによって生じる額と、全ボリューム二十数億円との差は明らかにあるわけですが、必要論という尺度は相当長期的な必要論をここの中でやりますので、まさに次世代のインフラ整備に投資するのだと。例えば合併するとしたら、今言うように特例債の特例枠の中で、まさにビッグチャンスだという、大きな目玉事業になっていくのではないかと思います。

そしてまた一方で、eラーニング等を含めて、公共施設・学校を結ぶ1つのすばらしい情報、あるいは教育カリキュラムといったものが、このeラーニングのシステムを通しながら同時に子供たちに伝えられるというこのシステムは、高い評価を得ているのもう一般論でありますので、この中で額を見たら突出するくらい大きな額なので、委員ご指摘のとおりもあると思いますが、これは一気もつきりに全部やるということではなくて、ワンステップ、ワンステップ踏みながら、この特例債等も含めながら実施するという前提で計画が立てられていることをご理解いただければなと思います。

そのほかにごございますでしょうか。

(なしの声)

田岡会長：それでは、協議第5号につきましては、原案のとおり確認させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

田岡会長：それでは、そのとおりさせていただきます。

次に、協議第6号 各種事務事業の取扱い(下水道関係)について協議をいたします。

事務局(中村)：協議第6号、協議項目26-5-7、各種事務事業の取扱い(下水道関係)についてご説明いたします。主な内容を42ページからの個表で説明いたします。

1. 下水道事業であります。石狩市と厚田村の下水道事業は、その事業の性格から認可の種別が異なっております。事業区分に記載しているとおり、石狩市の公共下水道事業に対し、厚田村では特定環境保全公共下水道事業を実施しており、公共下水道が市街地において実施されるのに対し、特定環境保全公共下水道は、計画排水人口が1万人以下で、市街化区域以外における水質保全や環境保全を目的として設置される小規模な下水道であり、事業の性格も、また実施区域も異なるものであります。したがって、合併した場合におきましても、事業そのものの統合はできないことから、現行の2つの事業により実施していくこととなります。

次に、会計につきましては、2市村とも特別会計により処理しているところであります。どちらの会計も一般会計からの基準外繰入金に依存している状況にありますが、独立採算経営を目指すことが可能な石狩市の公共下水道事業と、その事業の性格から独立採算は困難である厚田村の特定環境保全公共下水道事業とを比較しますと、当然収支割合の格差は大きく、経営状況に大幅な格差が生じている状況にあります。また、下水道使用料につきましても大きな差があり、会計を統合し使用料を統合とした場合には、経営の悪化や利用者的大幅な負担増につながることから、現行の2つの特別会計により実施することとしております。

2. 個別排水処理施設整備事業につきましては、厚田村では平成13年度より市町村設置型による事業を実施しており、石狩市及び浜益村においては必要に応じ個人が設置する状況となっております。個人設

置型は、すべてが個人の管理によることから、適正な維持管理が実施されない場合があるなど、環境保全の観点からも、国や北海道においては市町村設置型を推進しているところであります。下水道処理区域外の水洗化整備を行うことは、新市全体に衛生的で快適な生活環境の整備が図られることから、厚田村の制度をもとに、新市において特別会計を設け、合併時に再編するものとしております。

43ページになりまして、3.補助金等でありますが、くみ取り便所から水洗便所に改造するための支援として助成制度と貸付制度があり、下水道事業と個別排水処理施設整備事業のそれぞれに応じた調整をしております。

まず、水洗化改造資金助成金につきましては、厚田村において工事経費の一部を助成しているものであります。下水道事業に伴う取扱いにつきましては、新市全体での公平性を考え、助成しない方向で調整しておりますが、この場合、現在の厚田地域において昨年度供用開始となった厚田・別狩処理区が、制度の適用を受け水洗化の整備を進めているのに対し、現在工事を行っている望来処理区では、合併したために制度の適用が受けられない状況となるのでは、厚田地域内の同一事業に対する公平性が失われることとなります。このことを考慮し、望来処理区の供用開始から3年間に限り、厚田地域において現行のとおりとしております。

個別排水処理施設整備事業に伴う取扱いにつきましても、新市全体での公平性を考え、助成しない方向で調整しておりますが、厚田地域では個別排水処理施設の設置希望者は、合併時までには大方が設置済みとなると見込まれており、制度の目的が達成されるとの判断から、下水道事業での取扱いとは異なりますが、合併年度に限り、厚田地域において現行のとおりとしております。

次に、水洗化改造資金貸付金であります。石狩市と厚田村における工事経費に対する貸付制度となっております。この貸付金につきましては、水洗化の普及を図るため新市においても必要であることから、下水道事業及び個別排水処理施設整備事業の共通の取扱いとすることとしており、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。ただし、貸付額につきましては、厚田地域の実情を考慮し、1戸あたり70万円以内としております。

44ページへ移りまして、4.手数料等でありますが、上段に記載しております排水設備等の検査に係る手数料につきましては、合併時に石狩市の制度に合わせることにし、下段に記載しております指定工事事業者の指定の承認に係る手数料につきましては、新市においても事業者からの応分の負担が必要であることから、合併時に厚田村の制度に合わせるものとしております。

5.下水道関係事務につきましては、統一した事務を行う必要があることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

これらのことから、41ページ、調整の内容であります。合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。下水道事業については、合併時現行の2つの事業及び特別会計により実施するものとする。個別排水処理施設整備事業については、新市において特別会計を設け、合併時に再編するものとする。補助金等のうち、水洗化改造資金助成金については、下水道事業に伴う助成は、望来処理区の供用開始から3年間に限り、また個別排水処理施設整備事業に伴う助成は、合併年度に限り厚田地域において現行のとおりとし、水洗化改造資金貸付金については、下水道事業及び個別排水処理施設整備事業ともに、貸付額を1戸あたり70万円以内とする。手数料等のうち、指定工事事業者の指定の新規・更新承認に係る手数料については、合併時に厚田村の制度に合わせるものとするとしております。

議案の説明は以上であります。引き続き、資料集の9ページからになります下水道事業関係資料及び13ページからになります個別排水処理施設整備事業関係資料について、専門部会の職員よりそれぞれご説

明いたします。

専門部会（小林）：専門部会の厚田村の小林と申します。よろしくお願いたします。私の方から、下水道関係、それから個別排水関係の資料についての説明を申し上げたいと思います。資料の9ページからお開きいただきたいと思います。

まず、2市村の下水道については、お配りした今の9ページからでございますけれども、下水道の現況、それから経営の状況、合併する場合の課題、合併する場合の検討、それから合併後の姿について、順次説明を申し上げたいと思います。

まず、大きい括弧1でございますけれども、2市村における下水道の状況であります。事業概要から申し上げます。計画処理人口につきましては事業認可の数値を使っております。石狩市は6万7,070人、それから厚田村は1,410人で、また、現在の処理人口につきましては、石狩市が5万1,708人、厚田村が958人となっております。それから職員につきましては、石狩市が15名、厚田村が2名ということでございます。次に、供用開始でございますけれども、石狩市は昭和52年1月31日に供用を開始しております。厚田村につきましては、昨年の9月1日、15年の9月1日になっております。それから次に、事業区分であります。石狩市は都市計画区域において都市計画法第11条の規定による都市施設としての整備をしているわけで、通常言われる公共下水道ということでございます。一方、厚田村につきましては、処理人口1万人以下の、市街化区域外にあって、公有水面の保全あるいは自然環境の保全等を目的に設置される特定環境保全公共下水道、略しまして特環公共下水道ということに区分されているものでございます。

次に、料金であります。石狩市・厚田村双方ともに従量制料金体系を採用しておりますが、料金での基本料金につきましては、石狩市が10トン990円、それから厚田村につきましては5トン850円、また超過料金につきましては、石狩市が120.75円、それから厚田村につきましては180円ということで、差異があります。

参考までに、1カ月15トン使用した場合で計算してみますと、石狩市が1,593円、厚田村が2,650円で1,057円の差があります。いずれも、これにつきましては消費税込みの価格であります。また、会計につきましては、双方とも特別会計で運営しております。

次に、大きい括弧2の経営の状況についてであります。小さい括弧1の過去の状況から申し上げます。平成14年度における石狩市の収支割合は93.3%、これは特別会計で経営している、この石狩管内の同規模の市の平均でありますけれども、その事業体の平均約74%と比較しましても高い収支割合になっております。一方、厚田村につきましては、昨年9月供用開始したため、収支状況にまだ至っていない状況にあります。

次に、小さい括弧2でございます。合併後10年間で2市村それぞれ現行料金体系でシミュレーションしたものです。公共下水道と特環公共下水道との特性の違いから、収支割合の想定では、石狩市がこの10年間で91.6%、厚田村は47.8%と、経営状況に大きな格差があるものでございます。特に特環公共下水道は、整備する区域及び規模等から収支均衡を図ることは非常に難しい条件にあります。なお、右側のグラフについては、毎年度別の収支割合の推移をあらわしたものでございます。

次に、大きい括弧3でございます。事業を合併する場合の課題についてでございます。2市村における会計及び料金につきましては、統一することが合併における一体性の観点から好ましいものでございますが、公共下水道と特環公共下水道の経営規模及び都市型と地域型の性格並びに事業着手年度等、異なる事業内容となっているものであり、また、収支では、2市村ともに収支不足の状況にありますが、経営状況

を示す、先ほど申し上げました収支割合では大きな格差があり、統一には経営の健全化に向けた検討が必要ととらえているところでございます。また、料金についても大きな格差があることから、統一を図るには、経営の健全化を視野に検討することはもちろんでありますけれども、利用者負担も考慮する必要があるものでございます。

次に、大きい括弧4でございます。合併する場合の検討であります。会計を統一して、料金体系を石狩市に統一した場合、厚田村の特環公共下水道の料金収入が減少するとともに、収支不足が拡大して経営の悪化が懸念されるところでございます。また、会計を統一して、健全経営を踏まえた料金体系に統一する場合は、石狩市の利用者の料金を相当程度値上げすることになり、大きな負担となることが想定されず。したがって、現在の状況においては、会計・料金を統一することは困難であると考え、合併時には2つの特別会計及び料金体系を現行どおりとし、おのおの特別会計の健全化に努めるものとしたものです。

最後に、大きい括弧5の合併後の姿についてであります。合併後の事業運営については、新市の管理下のもとに、処理場、管渠・ポンプ場等の民間委託の統一や事務体制の合理化を図り、効率的運営に努めることとし、経営については、2つの特別会計の健全化に努めるとともに、会計や料金のあり方について検討を行うものとしております。

続きまして、13ページからの個別排水処理事業関係についてもあわせてご説明申し上げます。

個別排水処理事業、いわゆる合併処理浄化槽整備事業であります。合併処理浄化槽については、市町村設置型と、それから個人設置型というのがございます。どちらの設置型も浄化槽法第11条に規定する定期検査が年に1回、それから同法の施行規則の6条に規定する保守点検が、大体4カ月に1回は行わなければならないということになっております。また、汚泥の引き抜き、あるいは清掃等で多額の維持管理費が伴うことから、個人設置型では費用負担等から適正な管理が行われない状況にあり、汚水が完全に処理されないまま放流され、逆に自然環境に悪影響を及ぼすことも懸念されているものでございます。そうしたことから、自然環境及び公有・公益水面の保全の観点からも、合併処理浄化槽の適正な維持管理の励行が求められており、市町村設置型が、そういう状況の中から奨励されているものでございます。

現在、厚田村が下水道関連事業として位置づけ、平成13年度から実施しており、利用者負担については、下水道事業との均衡・公平性を重視し、使用料金体系及び分担金並びに、先ほどから申し上げております助成金関係等について、同じ取扱いで推進を図ってきたところでございます。

まず、1の3市村の状況であります。実施しているのが厚田村だけありますので、厚田村の状況を申し上げます。平成13年度、厚田村では計画を樹立し、下水道処理区域外の対象戸数約400戸に対し、設置予定者約50%程度を想定しまして、210戸の設置を計画しました。そして、現在107戸設置され、推進が図られているところでございます。ちなみに、石狩市40戸、浜益村28戸につきましては、個人設置型で設置されている状況にあります。

現在、厚田村の使用料金であります。従量制料金体系を採用し、基本料金5トン850円、超過料金1トン180円、1カ月平均水道の使用量17トンで想定して計算した場合、3,010円になるものでございます。

2の厚田村の経営状況であります。さきに申し上げました検査及び保守点検並びに維持管理等に多くの費用が伴うこと、また、利用者負担を下水道事業との均衡・公平を図ったことなどから、収支は非常に厳しい状況になっております。

次に、3の個別排水処理施設整備事業についてであります。まず、1点目として、住環境の改善、自然環境及び公有・公益水面の保全が図られると。2点目としましては、個人設置型と比較して設置経費や

検査及び保守点検等、維持管理費の住民負担の軽減が図られると。3点目としまして、市町村設置型は市町村が管理するので、適正な管理ができる。4点目としまして、設置経費では、利用者負担10%を除く経費について地方債の活用が可能であり、長期支払いによる負担の平準化を図ることができるということでございます。そうしたことから、下水道処理区域外の水洗化には市町村設置型での個別排水処理施設整備事業が効果的で、国・道においても推進を図っている状況にあります。

次に、4の個別排水処理施設整備事業を実施する場合の課題についてであります。厚田村の使用料は下水道関連事業と位置づけ、均衡・公平性を重視した料金体系になっており、維持管理費を含む大半を公費負担としているところであります。厚田村の現行料金体系で新市の事業を実施する場合は、多額の財源不足が想定されるところでもございます。そうしたことから、合併後、厚田村の事業継続と石狩市・浜益村への事業拡充を進めるためには、必要経費を考慮した料金設定や合理化による維持管理費等の軽減に努めることが必要となります。

次に、5の合併に当たっての検討であります。まず、小さい括弧1は、下水道の未処理区での合併処理浄化槽整備は、生活廃水を処理し、また水洗化を図ることで、生活環境衛生の改善も図られ、生活環境は大きく改善されるものでございます。

(2)の合併処理浄化槽整備を市町村設置型で進めることについては、さきにも申し上げましたが、個人設置型では、多額の維持管理費負担等から検査及び点検等の維持管理が不十分なため、汚水が完全に処理されないまま放流される状況であります。その点、市町村設置型で進めると適正な維持管理を行うことができ、住環境衛生改善あるいは公有・公益水面の保全の確保に寄与することができるものでございます。

したがって、個別排水処理施設整備事業につきましては、新市においても重要な施策ととらえ、厚田村の制度をもとに、合併時に再編するものとしたものでございます。

その再編の内容であります。整備計画戸数につきましては年間整備戸数に制限があり、弾力運用を含め年間60基程度のため、17年度から34年度の18年間で新市全体対象戸数の約50%程度を想定し、1,041戸を計画したところでございます。また、新市における事業の円滑な推進を図るため、特別会計の設置をすることにしております。

基本料金につきましては、経営基盤の健全化を図るため、5トン850円を10トン1,750円とします。超過料金につきましては、現行の1トン180円のままとしております。基本となる10トン以上を使用した場合、現行料金と同額になりますが、10トン未満の利用者につきましては最大900円の負担増となるものでございます。なお、合併後10年を目途に一層の健全化に努めてまいることとしておる次第でございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

田岡会長：大変ボリュームが豊かで、また内容が多少複雑な内容となっております。何からでも結構です。このところちょっと聞きたい話から含めて、ご質問等を承りたいと思っております。

はい、どうぞ。

長原委員：ご説明についてはよくわかりました。いま一步ご説明いただきたいのは、収支不足の比率、割合は、この表でわかるのですが、全体として実際の額としてはどの程度になるのかという試算をされているのかという数字をお示してください。

田岡会長：個別排水の方ですか。

長原委員：両方です。特定環境下水道及び個別排水と、両方ですね。どの程度の試算をされているか。恐らく私の計算では、平均すると年2,000万円程度かなというふうに思うのですが、これについては、

個別浄化槽については10年後を目途に経営の健全化ということは、収支均衡を図るという意味だと思うのですが、これも簡単に料金をそんなに上げていいのかなという気もしますので、一定のスパンを見るべきですし、特定環境についてはなかなかそうはいかんだろうと。もともと収支不足が構造的にやむを得ないものだという位置づけでありますから。

そうしますと、それを埋める方法なのですが、やはり会計の透明化といいますか、明確化という点でわかりやすくする意味では、合併時における基金残高の一部を下水道基金とかなんとか位置づけて、繰り入れのための基金をきちんと用意しておいて、そこから繰り入れるというような措置というのはできないのでしょうか。そういうことが具体的にされた方が、より会計透明化にも役立つものと考えられますが、いかがでありますでしょうか。

専門部会（斉藤）：石狩市の下水管理担当の斉藤です。

石狩市の過去3年間の収支過不足額ですけれども、平成12年度から14年度におきましては2億5,864万4,000円となっております。それで、平成17年度から平成26年度までの今後10年間の推計ですけれども、石狩市におきましては11億9,882万円を推定いたしております。また、厚田村におきましては、今後10年間にしましては3億9,670万円の収支不足となっております。

専門部会（加藤）：石狩市のごみ対策課の加藤です。

個別排水のシミュレーションにつきまして、合併から10年後の平成26年では、約750戸程度の合併浄化槽が整備されまして、その間の単年度収支で申し上げますと、約1,000万から2,500万程度の収支不足が試算されております。

清水事務局次長：それから、最後の質問の方で、基金を積んだ方がよろしいのではないかというご意見のことについてご回答させていただきます。

3つの特別会計ともに苦しい状況はあります。それで、今後とも経営の健全化に向けた努力を当然行っていかなければいけない。それについては3つの会計、いろいろな特色を持っておりますので、その中で何ができるかというのを、合併後当然事業実施の中で検討を行い、それをやっていくと。そうした中で、経営健全化の中には料金の値上げなど、または、それから今言われたような手法、そういうふうなものを全部ひっくるめた中で検討していかなければいけないのではないかと考えているところでございます。

長原委員：それは将来にわたる話ですので、今それをすべてを決めるということには多分ならないのだろうとは思いますが、しかし、それにしても大変重たい課題といいますが、重たい問題を持っているなという印象はどうしてもぬぐえないわけでありまして、例えば料金値上げという今の事務局からの説明がありましたが、私はそれを避けるための手法を十分に検討すべきだということを言っているわけですよ。料金値上げをして会計健全化、それならだれでもできますよ。そうではないのですよ。問題はその料金、住民負担を引き上げずにどうこれはやるかと。それには、やはりこの基金の設置等のことを十分に検討しながら、住民負担をこれ以上負担を求めない中で、極力回避する中でどう対処するかというふうな方向でやっぱり考えていっていただきたいということを意見として述べておきたいと思っております。大変重たい課題だというふうには受けとめておきます。

それから、この書き方ですと、特別会計が3つですが、その特別会計は、ほかの水道会計や何かですと、一定年数後には統合すると。1つの会計に統合するというような書き方が見られるのですが、下水道についてはそういう書き方がされていませんので、恐らく10年ということではなくて、もっと長い期間、これはそれぞれの特別会計として残していくと。それぞれの特別会計が残るというイメージで多分提案されているのではないかと受けとめますが、その点はもう一度確認しておきたいと思っております。

清水事務局次長：お答えいたします。

公共下水道と特環下水道、この2つについて、調整方針案の中にありますとおり、現行のとおり今のところは2つのままでいく。下水道についてはですね。それで、将来について統合を考えるかという話になりますと、将来方針の資料のところにも最後にありましたとおり、いろいろな経営の努力をする中で料金なり会計については検討していく。それは、当然そういったことは視野に入れなければ、統合という面も視野に入れての検討はしなければならないと考えておりますけれども、現時点でどのぐらいのスパンでなるかという話については、なかなかやってみなければいけないところもありますし、現在2つの会計において、まだ建設工事が途中の部分がございます。そういった面で、設置の状況とか運営の状況というのは、変わってくる面が多々ございます。そういったことを含めて、少し長いスパン、時間はかかるものかとは思っているところでございます。

また、個別排水についての特別会計については、これは下水道と性格は、水洗化という面では同じなのでございますけれども、実際の運営といいますか、設置、インフラ整備の面では全く異なっておりますもので、その経営についてはちょっと別視と考えておりますことから、これらを現在のところ一緒にするという考えは、専門部会の中では話は出ていないところでございます。

田岡会長：ご質問の何点かの中で、まさにすべての事業が投資的経費を今必要とするレベルであるということと、合併するしないにかかわらず、この問題の経営というのは、説明されたような数字がすべてを物語っているように、一般会計出動なくして基本的に市民合意は取りつけられないという環境であります。合併をすることによって過剰な負担が生じるということを基本的に避けながら、この事業の目的というのはだれでもご理解できる事業だと思っておりますので、やはり当面の間、将来において合理的な合併の理由が見出せる段階になったら当然行うことを前提に、やっぱり制度の違い、それから負担の違い、一般会計の出動を出そうとする思想の違いなどを含めまして、やっぱり過渡期的に現実対応を図っていくということになるのではないかと思います。

その中に、今村長ともお話をさせていただいていたのですが、あらゆる手法という中に、何点かご指摘をいただいたことなども視野に入れながら、経営の健全化に努力をしていかななくてはならないと。合併しようがしまいが、この問題は大変大きな、次なるまちづくりの課題であり、まさに行政運営の手法が問われる問題だと思っておりますがね。

それと、基本的に料金への転嫁を前提にという、そういう偏在的といいますか、一方に偏った料理の仕方ということは、これまでも一般会計の出動という実態を見ていただければ、バランスを考えながら、当然必要な経費に対して必要な対価をお支払いいただくという、そのことについて、このことはもう当然のことではないかというふうに思っておりますが、その必要論が市民の皆さんがみんな理解できるような経営の透明性・合理化というものに対する努力は、当然のことやっていかななくてはならないのではないかと思っておりますが。お答えになりましたでしょうか。

それでは、ほかにはございませんか。

(なしの声)

田岡会長：よろしいですか。

それでは、最後の下水道、それから個別浄化槽等を含めたこの議案につきまして、原案のとおり確認させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

田岡会長：それでは、そのとおり決定させていただきます。

以上で、本日予定しておりました案件につきましては終了いたしました。
次の開催の関係につきまして、事務局より説明をさせていただきます。

4．その他

工藤事務局長：次回開催についてでございますが、6月30日水曜日、午後1時から石狩市花川北コミュニティセンターで開催したいと考えております。まだ確定ではございませんが、今予定では6月30日を予定してございます。議案等につきましては20日過ぎに送付させていただきたいなど、このように考えております。

5．閉 会

田岡会長：それでは、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。

特に、佐藤委員長にはまたご足労をおかけすることを恐縮に思いますが、どうぞ次回までよろしくお願い致します。

どうもありがとうございました。

上記協議会の経過を記録し、その相違ないことを証すため、ここに署名する。

平成 年 月 日

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会会長 田岡克介